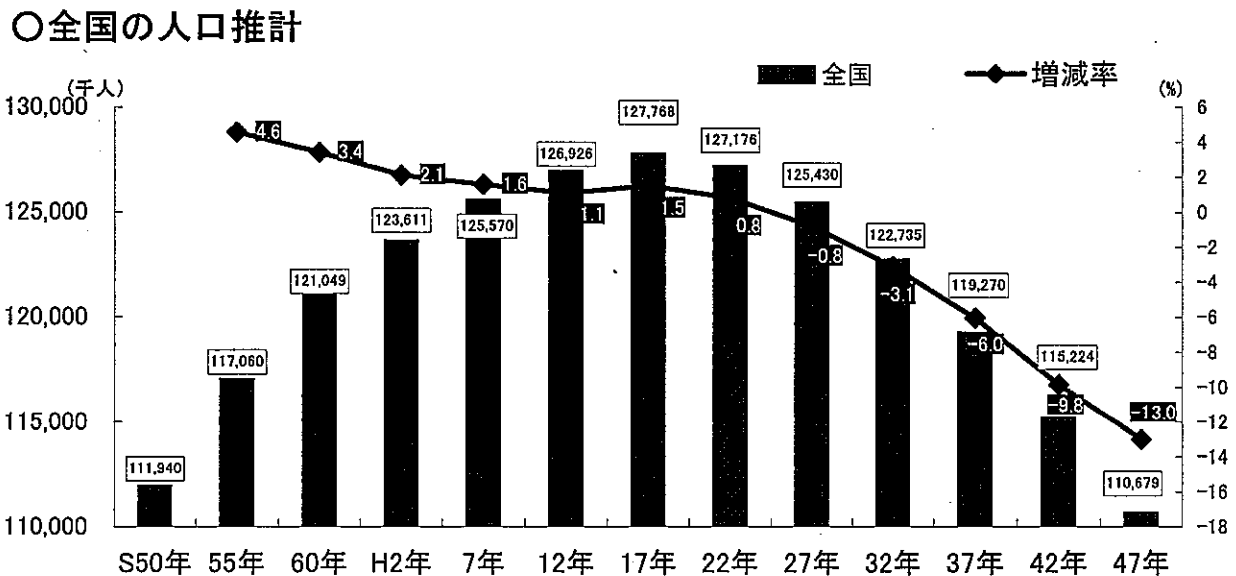
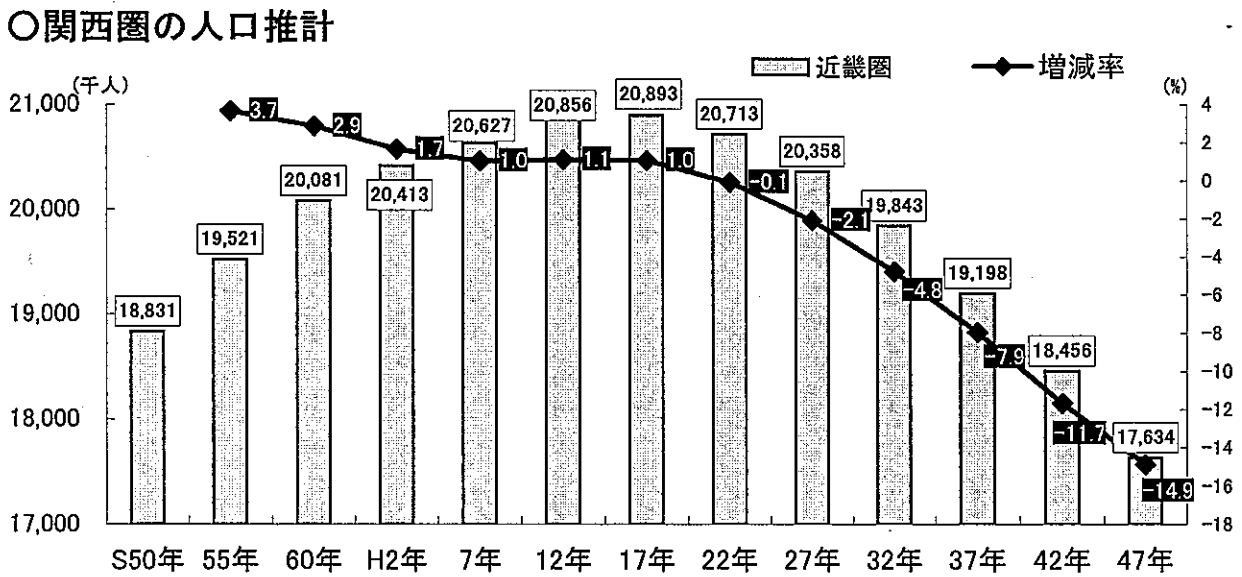
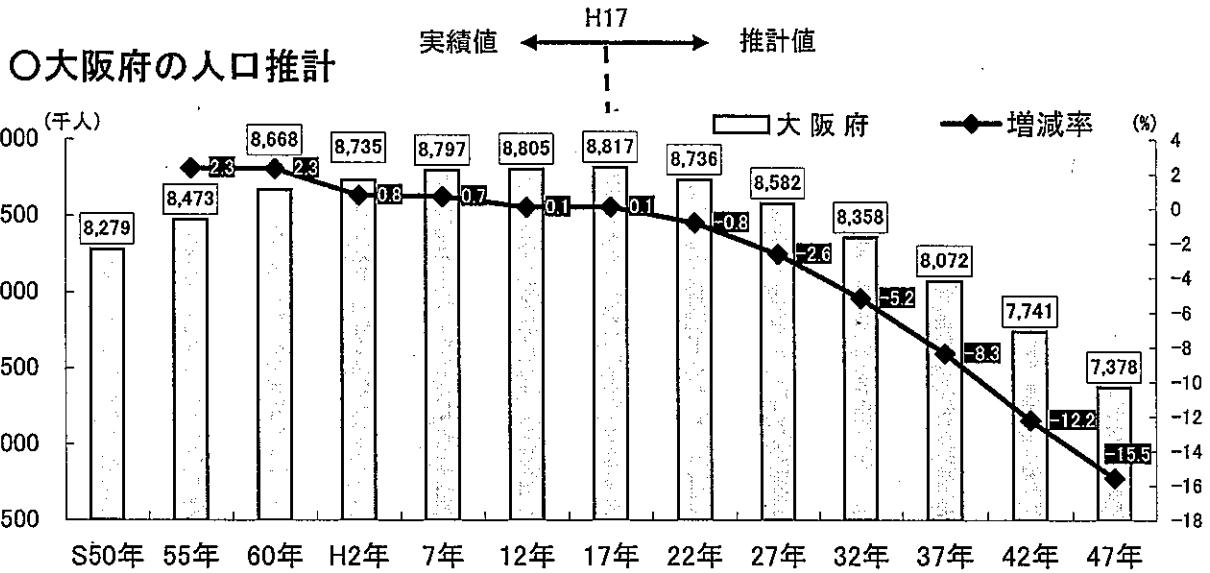


大阪府広域自治制度に関する研究会 「中間論点整理」 付属資料

1	人口動向	
	① 将来人口推計(全国、関西圏、大阪府)	1
	② 高齢者比率の推移(全国、関西圏、大阪府)	2
2	自立した経済発展を目指す地域	
	① 北部九州の自動車産業の動き	3
	② 九州・韓国・中国の自動車部品貿易の推移	4
3	国・道州・市町村の役割分担のイメージ資料	5
4	各道州の経済力	
	① 我が国の地域ブロックと諸外国との比較(人口、GDP)	8
	② 地域ブロックの財政需要と地方財源の充足度	9
5	関西2府7県の財政に関する現状	
	① 決算状況(平成14年度～17年度)	10
	② 主要税目の収入額等の状況(平成17年度)	11
	③ 地方債及び公営企業債現在高の状況(平成17年度)	12
6	外国の財政調整制度の例	
	① ドイツ	14
	② 英国	15
	③ カナダ	16
	④ フランス	17
	⑤ オーストラリア	18
7	京阪神都市圏の拡がり	
	① 大阪市・京都市・神戸市各都市への10%通勤通学圏とその他の拠点都市(10万人以上)	19
	② 関西2府7県の過疎地域の分布	21
8	道州制に関する主な提言、主張(俯瞰資料)	22

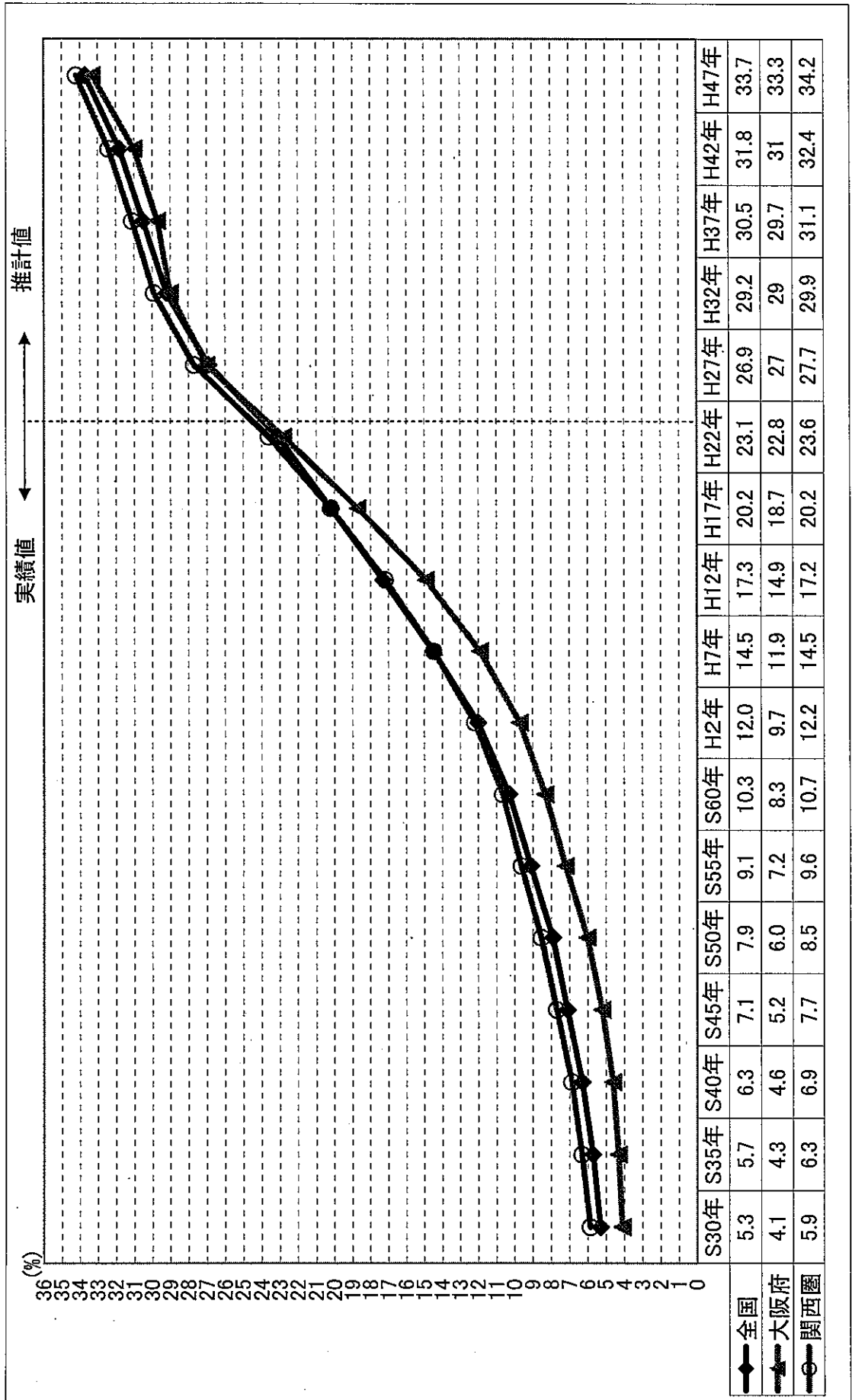
1 人口動向 - ①将来人口推計(全国、関西圏、大阪府)

資料：総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来人口推計(H19年5月推計)」から作成。
 注 関西圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県(2府4県)
 増減率：前期と比較した場合の増減割合

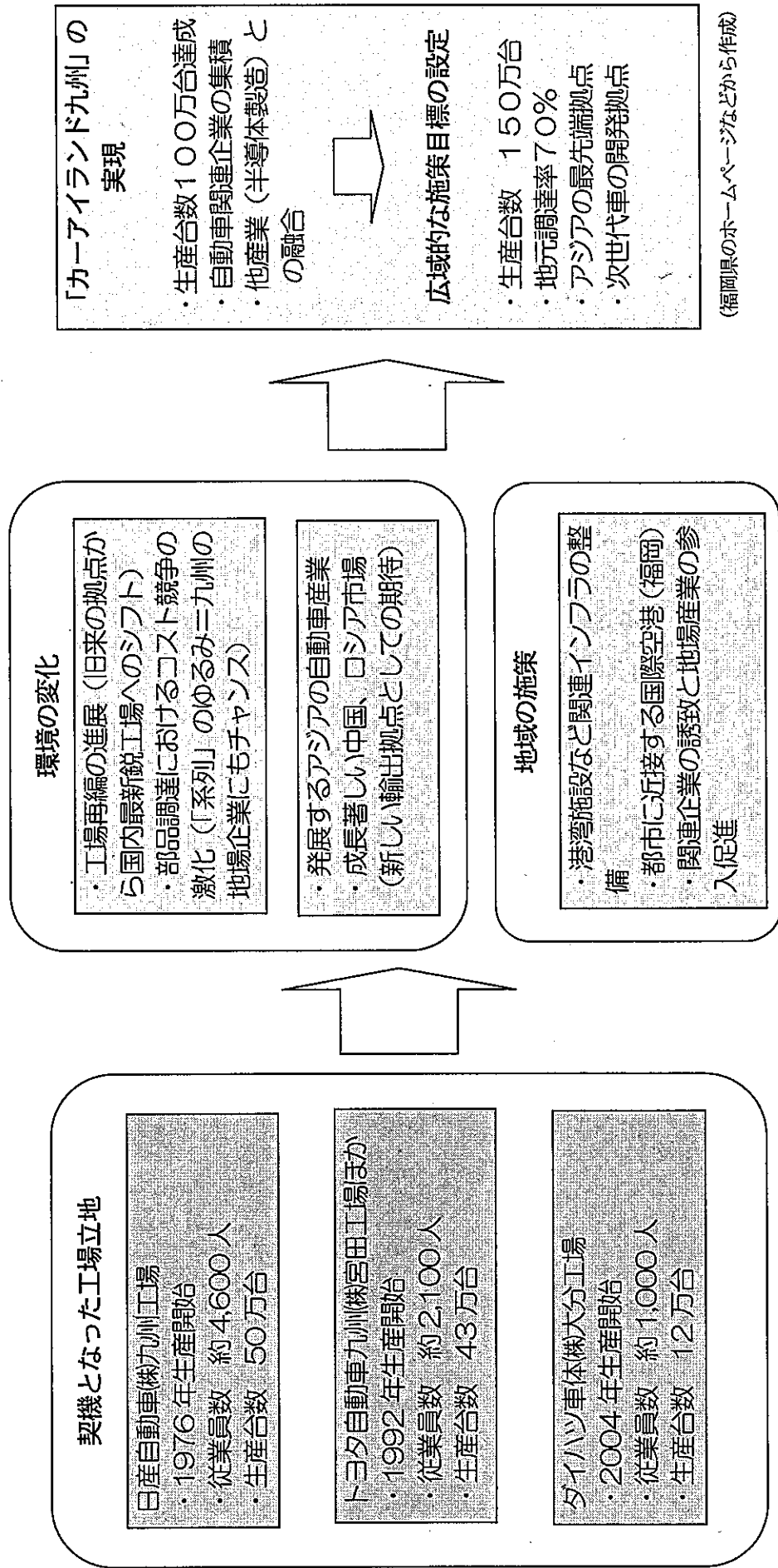


1 人口動向一 ②高齡者比率の推移(全国、関西圏、大阪府)

資料:総務省「国勢調査報告1、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来人口推計(平成19年5月推計)」を元に作成。



2 自立した経済発展をめざす地域 ①北部九州の自動車産業

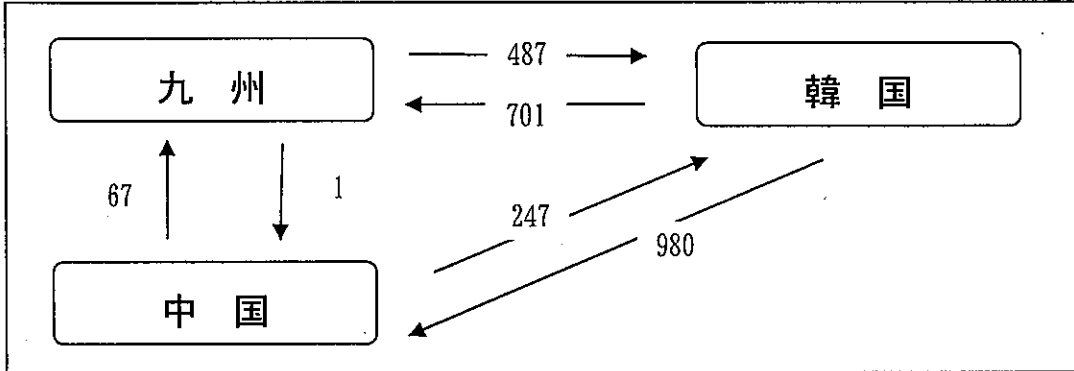


(福岡県のホームページなどから作成)

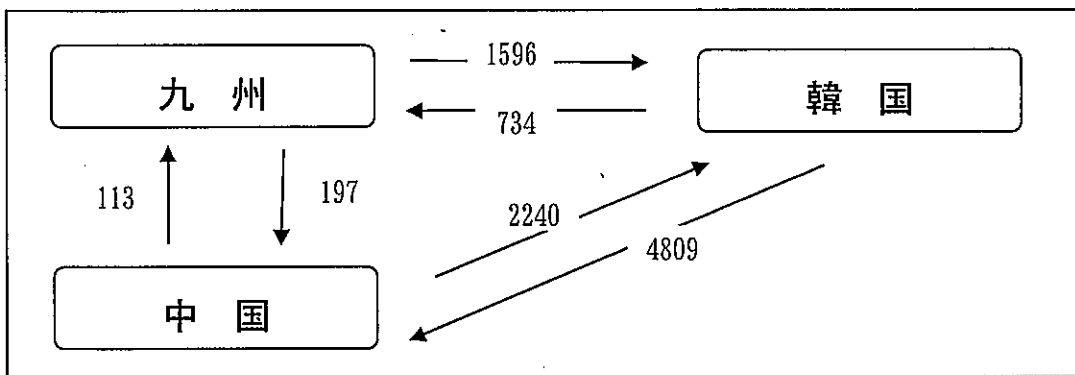
2 自立した経済発展をめざす地域

— ②九州・韓国・中国の自動車部品貿易の推移

自動車部品の貿易相関図 (1998年) 単位：100万円



自動車部品の貿易相関図 (2000年) 単位：100万円



九州の韓国・中国との自動車部品貿易 (単位：100万円)

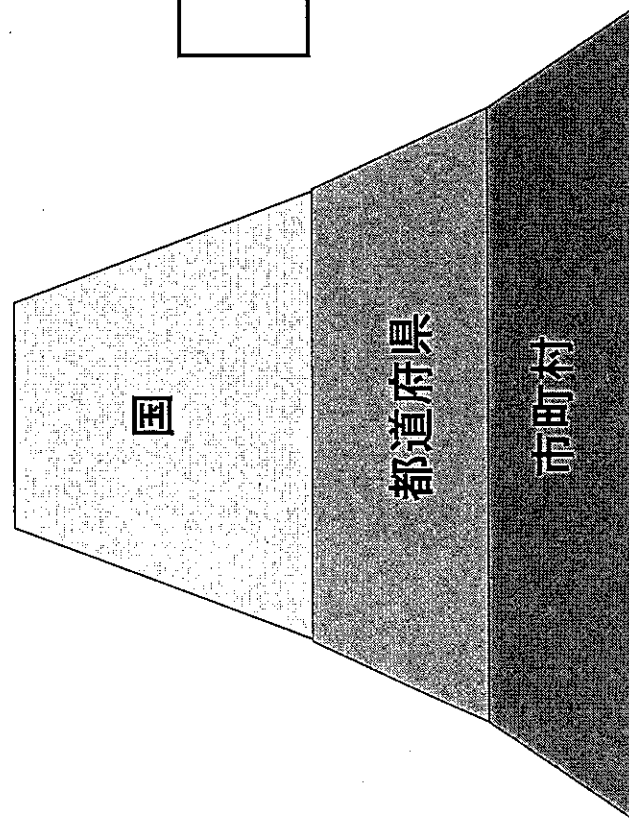
	年	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	00/93の増減率
輸出	韓国	496	689	545	331	520	487	1429	1596	221.8%
	中国	16	17	15	49	69	1	29	197	1131.5%
輸入	韓国	350	520	560	429	671	701	890	734	109.7%
	中国	0	0	0	0.4	8	67	105	113	-

出典：九州経済産業局「九州アジア国際化レポート 2001」

3 国・道州・市町村の役割分担のイメージ資料

* 道州制導入による役割分担の変更イメージ図

現在



道州制

外交、防衛など国の存立・国家戦略に係る役割に集中

広域的な社会資本整備、産業振興、環境保全に軸足を置く

住民に身近な行政を総合的に担う

付属資料3

「国と道州の役割分担のメルクマール(試案)」のイメージ

現在、もっぱら国が実施している事務事業		国と道州の役割分担の考え方	
(1) 道州制の下でももっぱら国が担うべき事務	<ul style="list-style-type: none"> 外交、防衛 など 金融監督 労働基準の監督 など 特殊角な高速道自動車国道の管理 国民年金 など 宇宙・宇宙開発 など 国庫、行政評価 など 地方公共団体の財政調整 など 	<p>引き継ぎ国が実施</p>	<p>(2-1)①の事務に準じて役割分担する)</p> <p>(2-1)①-②の事務に準じて役割分担する)</p> <p>(2-1)②の事務に準じて役割分担する)</p>
(2) 道州制の下では下記2に準じて役割分担すべき事務	<ul style="list-style-type: none"> 旅客自動車運送事業の許可 など ホテル・旅館の登録、監督 など オン・オフ情報機物質の製造許可 など 農業協同組合の設立認可 など 道路、河川の管理 農山漁村の許可等 など 野生鳥獣の保護 など 介護保険 義務教育 など 地域産業振興施設 集料搬送紹介 など 大学、病院の設置管理 など 運輸免許に関する他公安委員会への通知 など 都市計画に於ける線引きの協議 災害対策に関する総合調整 など 緊急時における指示等を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 道州の区域内にとどまる場合は道州が実施し、2以上の道州にわたる場合は関係道州が共同で実施 基本的に道州が実施することとし、国は基幹的なコア形成に係る事務事業等を実施 国は本業が定めるべき指針等の策定に重点化するとともに、定める範囲や内容を見直すことにより、道州が企画立案から管理執行までをできる限り一貫して担う 国はナショナルミニマム基準など国が未定めるべき基準の策定に重点化し、道州が企画立案から管理執行までをできる限り一貫して担う 原則として道州に一元化して実施 施設間の役割・機能の分担を明確にし、国は基幹的・国家的な施設の設置に限る 経由・連絡事務は廃止(道州が自ら行う) 原則として調整・関与は廃止(必要な場合は、本府省が行う) 生命・安全等に関し必要な限りにおいて存置
(1) 「分担型」	<ul style="list-style-type: none"> 2以上の都道府県にわたる場合は国が、都道府県の区域内の場合は都道府県が実施 大規模・効果が広範囲なものを国が、それ以外を都道府県が実施 		
(2) 「重複型」	<ul style="list-style-type: none"> 国が策定する全国的な指針等に従い、都道府県が計画等を策定するとともに実施 国が全国一律の基準を定め、これに従って都道府県が実施 		
(3) 「重複型」	<ul style="list-style-type: none"> 役割分担が法令上一の主体に専属させられない施策について、国と都道府県がそれぞれ実施 設置主体について法令上の限定のない施設について、国と都道府県がそれぞれ設置 		
(4) 「連絡・調整・関与型」	<ul style="list-style-type: none"> 経由・連絡事務等を国が実施 広域的な調整・関与を国が実施 緊急時における指示等を実施 		

国・道州・市町村の役割分担のイメージ

[第28次地方制度調査会 第36回専門小委員会資料(H18.1.13)より作成]

行政分野 (事務例)	国	道州	市町村
社会資本整備 (道路の管理)	<ul style="list-style-type: none"> 高速自動車国道の設置管理(基幹的なもの) 一般国道の管理(基幹的なもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 高速自動車国道の設置管理(原則) 一般国道の管理(広域) 都道府県道の管理(広域) 	<ul style="list-style-type: none"> 一般国道の管理(地域完結) 都道府県道の管理(地域完結) 市町村道の管理
環境 (大気汚染防止)	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準(最低基準)の設定 道州に対する勧告、緊急時における指示 	<ul style="list-style-type: none"> 規制基準(排出基準)の設定 総量削減計画の策定 規制事務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 上乘せ規制基準の設定 規制事務の実施 常時監視
産業経済 (商店街整備)	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な枠組整備 	(市町村のみで実施)	<ul style="list-style-type: none"> 商店街整備計画の認定 各種支援事業の実施
交通・通信 (貨物自動車運送事業の許可)	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な枠組整備 	<ul style="list-style-type: none"> 許可基準の策定 許可事務の実施 	(道州のみで実施)
雇用・労働 (職業安定)	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な枠組整備 	<ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介(道州の施策と連携する)
健康・福祉 (老人福祉)	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定、介護給付等の基準設定 	<ul style="list-style-type: none"> 介護事業者の指定 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の実施 介護老人保健施設の開設許可 養護老人ホームの設置認可・監督
教育・文化 (義務教育)	<ul style="list-style-type: none"> 学級編成、教職員定数の標準の設定 	(市町村のみで実施)	<ul style="list-style-type: none"> 学級編成、教職員定数の決定 公立小中学校の設置・管理 教職員の任免、給与決定

4各道州の経済力

ー①我が国の地域ブロックの諸外国との比較(人口・GDP)

出典:内閣府HP国民経済計算統計資料、県民経済計算統計資料、その他外務省HP など

人口(2005年) ※2006年

国名	人口(万人)
日本	12,776
ドイツ※	8,249
フランス※	6,310
イギリス	5,967
イタリア※	5,874
韓国	4,782
スペイン※	4,348
南関東	2,830
マレーシア	2,535
関西	2,089
オランダ	1,630
北関東	1,623
東海	1,502
九州	1,335
東京都	1,257
ポルトガル	1,049
ベルギー	1,042
東北	963
スウェーデン	904
オーストリア	819
中国	768
スイス	725
北海道	563
北陸	554
デンマーク	543
フィンランド	525
シンガポール	433
四国	409
沖縄県	136

GDP(2005年)

国名	GDP(名目、億米\$)
日本	45,576
ドイツ	27,914
イギリス	22,436
フランス	21,364
イタリア	17,697
スペイン	11,297
東京都	8,147
韓国	7,914
関西	7,124
オランダ	6,329
東海	5,932
北関東	4,905
南関東	4,795
九州	3,929
ベルギー	3,755
スイス	3,724
スウェーデン	3,574
オーストリア	3,051
東北	2,916
中国	2,627
デンマーク	2,588
フィンランド	1,954
北陸	1,945
ポルトガル	1,851
北海道	1,743
マレーシア	1,308
四国	1,192
シンガポール	1,168
沖縄県	315

面積

国名	面積(万km ²)
フランス	54.7
スペイン	50.5
スウェーデン	45.0
日本	37.8
ドイツ	35.7
フィンランド	33.8
マレーシア	33.0
イタリア	30.1
イギリス	24.3
韓国	10.0
ポルトガル	9.2
オーストリア	8.4
北海道	8.3
東北	6.4
デンマーク	4.3
オランダ	4.2
スイス	4.1
九州	4.0
北関東	3.5
中国	3.2
ベルギー	3.1
東海	2.8
関西	2.7
北陸	2.2
四国	1.9
南関東	1.4
沖縄県	0.2
東京都	0.2
シンガポール	0.1

<地域ブロックの構成府県>

北海道	—	東京都	—	中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県	北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
北関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県	東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
南関東	千葉県、神奈川県、山梨県	関西	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	沖縄県	—

4各道州の経済力 ②各ブロックの財政需要と地方税源の充足度

付属資料4-②

*ブロックは28次地方制度調査会答申の区割案のうち11ブロックによるもの

各都道府県	基準財政収入額(A)	基準財政需要額(B)	充足度(A/B)	ブロック	基準財政収入額	基準財政需要額	充足度				
北海道	427,599,989	1,131,436,691	37.8	北海道	427,599,989	1,131,436,691	37.8				
青森県	94,747,493	326,567,826	29.0	東北	713,006,550	1,987,967,545	35.9				
岩手県	99,062,826	335,520,269	29.5								
秋田県	77,890,289	283,175,374	27.5								
宮城県	185,570,521	366,812,012	50.6								
山形県	89,539,016	275,244,116	32.5								
福島県	166,196,405	400,647,948	41.5								
茨城県	266,550,537	448,926,066	59.4					北関東	1,338,049,925	2,272,608,618	58.9
栃木県	195,033,760	329,875,590	59.1								
群馬県	174,596,079	319,388,546	54.7								
埼玉県	525,512,308	763,005,075	68.9								
長野県	176,357,241	411,413,341	42.9								
千葉県	453,423,142	670,525,079	67.6								
神奈川県	727,722,902	849,849,496	85.6	南関東 (東京含む)	3,133,767,239	3,300,618,152	94.9				
山梨県	80,308,576	203,185,310	39.5								
東京都	1,872,312,619	1,577,058,267	118.7								
新潟県	196,048,497	486,276,768	40.3	北陸	463,205,065	1,151,359,803	40.2				
富山県	92,911,954	229,682,666	40.5								
石川県	99,519,929	237,336,883	41.9								
福井県	74,724,685	198,063,486	37.7								
岐阜県	168,205,048	356,810,153	47.1	東海	1,461,659,235	2,053,075,336	71.2				
静岡県	351,998,377	518,940,139	67.8								
愛知県	770,998,988	858,101,089	89.8								
三重県	170,456,822	319,223,955	53.4								
滋賀県	116,027,238	232,163,088	50.0								
京都府	187,889,864	378,166,728	49.7	関西	1,674,218,890	2,942,740,759	56.9				
大阪府	790,366,809	1,068,219,702	74.0								
兵庫県	413,402,134	792,526,521	52.2								
奈良県	94,408,727	238,433,161	39.6								
和歌山県	72,124,118	233,231,559	30.9								
鳥取県	44,586,832	170,631,726	26.1								
島根県	52,473,929	233,625,670	22.5					中国	601,249,898	1,470,039,526	40.9
岡山県	153,754,712	330,875,857	46.5								
広島県	227,171,623	433,218,182	52.4								
山口県	123,262,802	301,688,091	40.9								
徳島県	66,633,379	205,569,117	32.4								
香川県	81,843,404	196,030,821	41.8								
愛媛県	105,150,450	281,114,099	37.4	四国	304,135,511	903,089,751	33.7				
高知県	50,508,278	220,375,714	22.9								
福岡県	382,443,939	657,504,021	58.2					九州	943,239,335	2,445,421,544	38.6
佐賀県	63,019,548	198,998,226	31.7								
長崎県	86,682,999	317,669,974	27.3								
熊本県	130,618,842	347,534,267	37.6								
大分県	88,724,647	267,487,303	33.2								
宮崎県	76,473,921	263,079,275	29.1								
鹿児島県	115,275,439	393,148,478	29.3								
沖縄県	77,259,494	263,411,135	29.3	沖縄	77,259,494	263,411,135	29.3				
全国計	11,137,391,131	19,921,768,860	55.9		11,137,391,131	19,921,768,860	55.9				

充足度の格差=最大(東京都)/最小(島根)

5.3

充足度の格差=最大(南関東)/最小(沖縄)

3.2

基準財政収入額、基準財政需要額ともに都道府県分のみ(平成17年度)

5 関西2府7県の財政状況に関する現状 ①決算状況(平成14年度～17年度)

(単位:千円)

付属資料5-①

府県名	年度	歳入	歳出	歳入歳出差引(A)	翌年度に繰り越すべき財源(B)	実質収支(A)-(B)(C)	公債費負担比率	標準財政規模(D)	実質収支比率(C)/(D)×100(%)	起債制限比率(%)	経常収支比率(%)	財政力指数
福井県	H14年	531,059,485	516,027,933	15,031,552	13,009,089	2,022,463	22.6	239,791,597	0.8	13.0	88.0	0.33503
	H15年	516,119,938	502,469,237	13,650,701	11,002,256	2,648,445	23.1	218,352,305	1.2	12.6	85.7	0.33578
	H16年	505,955,118	496,136,770	9,818,348	7,185,730	2,632,618	24.8	211,608,997	1.2	13.3	89.9	0.32574
	H17年	492,422,494	484,899,880	7,522,614	5,115,245	2,417,369	24.5	219,234,049	1.1	13.7	92.1	0.34193
	H14年	754,044,849	729,030,656	25,014,193	21,257,107	3,757,086	21.7	386,060,284	1.0	12.6	89.4	0.45446
	H15年	717,608,797	697,966,148	19,622,649	14,894,848	4,727,801	21.0	363,672,106	1.3	12.3	85.7	0.45440
	H16年	689,864,748	664,614,137	25,250,611	17,297,762	7,952,849	20.5	353,740,619	2.2	11.7	90.5	0.46578
三重県	H17年	694,960,326	670,968,579	23,991,747	18,502,676	5,489,071	20.0	368,152,772	1.5	11.7	91.4	0.48989
	H14年	555,948,567	555,948,567	10,000,937	9,551,025	449,912	20.1	285,868,617	0.2	12.0	93.2	0.45369
	H15年	550,798,403	541,396,266	9,402,137	9,117,556	284,581	19.3	261,592,558	0.1	12.0	83.6	0.44500
	H16年	523,659,098	513,966,533	9,692,565	9,464,938	227,627	20.2	255,310,967	0.1	12.4	88.1	0.44246
	H17年	498,218,660	491,506,719	6,711,941	6,600,545	111,396	19.8	265,489,646	0.0	12.3	89.1	0.44908
	H14年	827,723,401	822,247,684	5,475,717	5,277,683	198,034	16.6	444,926,258	-	10.1	94.1	0.49871
	H15年	797,112,289	789,950,643	7,161,646	6,873,746	287,900	17.0	408,939,005	0.1	9.9	88.6	0.48788
京都府	H16年	811,384,108	804,538,905	6,845,203	6,494,912	350,291	17.1	407,518,003	0.1	10.0	92.8	0.47986
	H17年	852,209,356	843,175,348	9,034,008	8,558,799	475,209	15.5	430,849,608	0.1	9.8	86.9	0.48049
	H14年	2,710,705,219	2,720,339,476	△ 9,634,257	26,575,433	△ 36,209,690	19.7	1,252,547,809	△ 2.9	13.9	106.9	0.71086
	H15年	2,601,632,634	2,603,108,635	△ 1,476,001	29,116,127	△ 30,592,128	17.8	1,170,330,975	△ 2.6	13.9	101.1	0.69793
	H16年	2,650,285,869	2,652,993,474	△ 2,707,605	20,956,638	△ 23,664,243	17.3	1,194,429,387	△ 2.0	13.6	100.6	0.69080
	H17年	2,629,315,958	2,633,213,405	△ 3,897,447	16,375,894	△ 20,273,341	16.1	1,299,631,970	△ 1.6	12.0	98.6	0.70911
	H14年	2,066,253,227	2,051,242,308	15,010,919	13,729,530	1,281,389	22.0	894,306,286	0.1	13.5	94.7	0.48941
兵庫県	H15年	2,111,897,383	2,100,376,131	11,521,252	10,876,759	644,493	22.8	848,963,730	0.1	14.2	92.9	0.47769
	H16年	2,105,278,236	2,091,350,973	13,927,263	12,911,807	1,015,456	22.2	844,949,747	0.1	14.7	92.6	0.46948
	H17年	2,646,630,369	2,635,387,262	11,243,107	10,670,827	572,280	22.2	908,868,154	0.1	14.5	94.0	0.48664
	H14年	534,001,092	523,069,755	10,931,337	10,809,481	121,856	22.0	278,332,877	-	12.1	90.0	0.33251
	H15年	526,240,318	517,045,915	9,194,403	9,080,009	114,394	24.5	255,526,020	-	13.3	89.1	0.32784
	H16年	490,456,077	483,039,812	7,416,265	7,309,127	107,138	23.2	251,777,156	0.0	12.8	92.4	0.33309
	H17年	478,275,687	471,557,002	6,718,685	6,620,495	98,190	21.7	264,081,532	0.0	12.7	93.1	0.35709
奈良県	H14年	559,521,618	544,905,953	14,615,665	12,525,867	2,089,798	22.4	275,755,883	0.8	12.2	87.0	0.24530
	H15年	569,360,452	555,287,919	14,072,533	11,955,217	2,117,316	22.3	255,344,067	0.8	11.4	85.9	0.25151
	H16年	521,882,752	511,512,896	10,369,856	8,055,874	2,313,982	22.0	243,438,748	1.0	11.0	89.8	0.25943
	H17年	512,479,280	503,152,800	9,326,480	7,434,136	1,892,344	21.0	252,273,993	0.8	10.3	91.8	0.28137
	H14年	597,707,901	568,994,451	28,713,450	27,387,181	1,326,269	21.9	243,526,355	0.5	11.1	86.7	0.26493
	H15年	561,164,693	535,246,196	25,918,497	25,564,334	354,163	23.4	224,006,177	0.2	11.4	87.4	0.28612
	H16年	547,737,511	521,053,217	26,684,294	26,178,963	505,331	24.5	215,967,679	0.2	12.6	93.0	0.29393
徳島県	H17年	547,695,131	518,549,001	29,146,130	28,810,641	335,489	25.3	223,866,913	0.1	13.9	95.0	0.30852
	H17年	7,617,129,310	7,577,992,536	39,136,774	56,260,696	△ 17,123,922	-	3,421,194,913	-	-	-	-
	H17年	9,352,207,261	9,252,399,996	99,807,265	108,689,258	△ 8,881,993	-	4,232,448,647	-	-	-	-

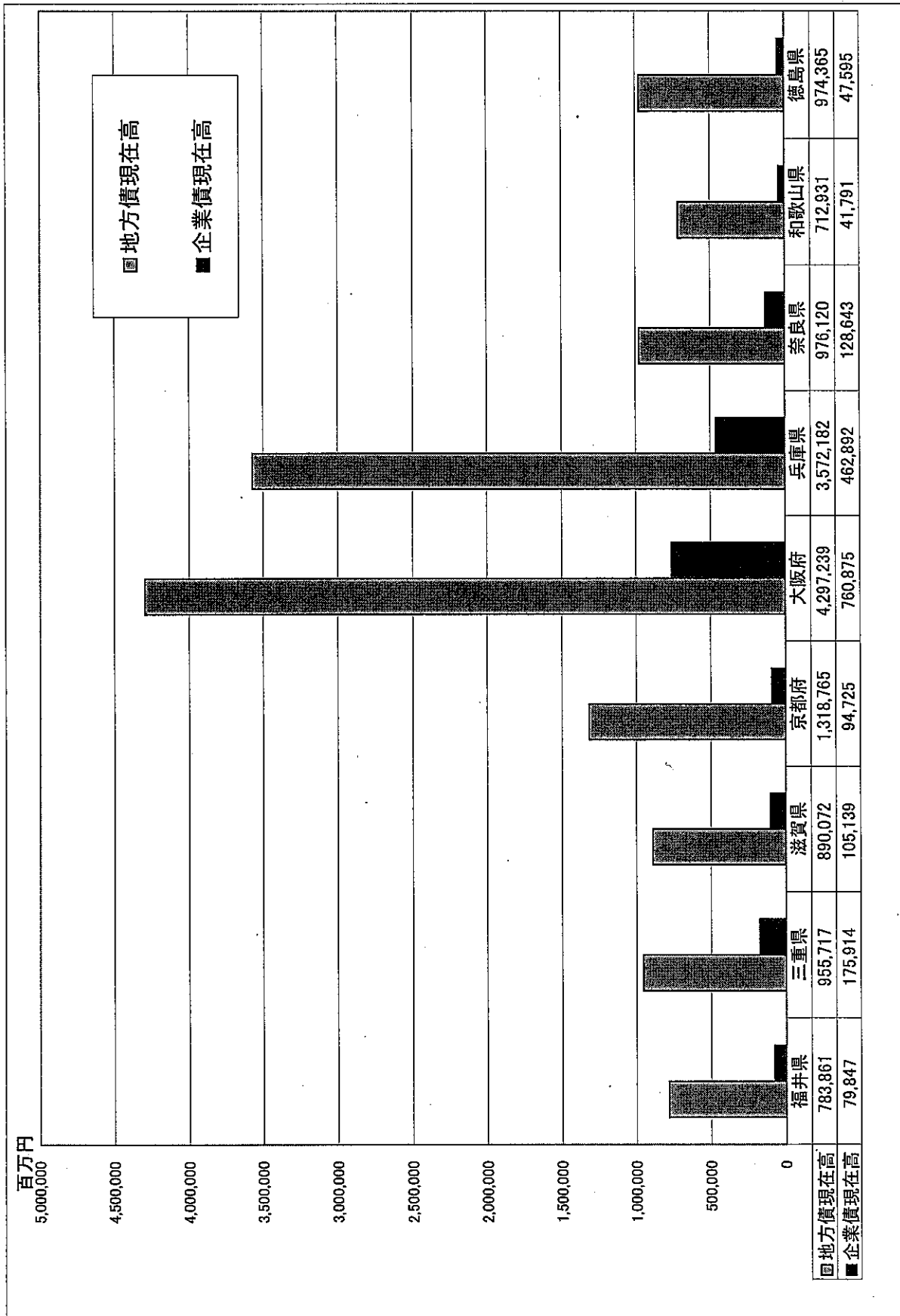
注・各年度の歳入に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は歳入、繰り出しに計上されない。
・合計欄の比率及指数は、全て単純平均である。 出典:総務省HP「地方財政」

5 関西2府7県の財政状況に関する現状 ②主要税目の収入額等の状況(平成17年度)

府県名	区分		府県税	市町村税	地方税	個人住民税	法人二税	地方消費税 (清算後)	固定資産税 (府県分含)	地方たばこ税 (市町村十府県分)	不動産取得税	自動車税	軽油引取税
	税額(百万円)	一人当たり											
福井県	税額(百万円)		102,624	122,347	224,971	43,150	48,361	16,457	66,524	6,939	2,357	13,685	9,209
	一人当たり	税額(円)	124,988	149,009	273,996	52,554	58,900	20,043	81,021	8,451	2,871	16,667	11,216
三重県	税額(百万円)		104.3	96.7	100.0	82.0	89.7	99.8	115.8	95.8	76.5	120.8	131.2
	一人当たり	税額(円)	227,884	256,658	484,542	105,328	133,874	33,455	128,704	15,153	6,096	30,243	23,550
滋賀県	税額(百万円)		102.4	89.7	95.2	88.5	94.3	89.7	99.6	92.5	87.5	118.0	148.3
	一人当たり	税額(円)	156,004	194,173	350,177	79,071	80,851	23,575	93,666	15,167	4,736	19,958	14,324
京都府	税額(百万円)		95.3	92.3	93.6	90.4	90.2	86.0	98.6	126.0	92.5	106.0	122.7
	一人当たり	税額(円)	114,256	142,210	256,466	57,911	59,215	17,266	68,600	11,108	3,469	14,617	10,491
大阪府	税額(百万円)		299,895	387,094	686,989	160,283	166,682	54,923	173,701	22,252	10,369	30,210	14,699
	一人当たり	税額(円)	116,853	150,830	267,684	62,454	64,947	21,401	67,682	8,670	4,040	11,771	5,727
兵庫県	税額(百万円)		97.5	97.9	97.7	97.5	99.0	106.6	95.9	98.3	107.7	85.3	67.0
	一人当たり	税額(円)	1,113,377	1,500,690	2,614,067	557,507	715,344	189,321	659,823	89,532	43,077	90,288	47,899
奈良県	税額(百万円)		128,510	173,215	301,726	64,350	82,568	21,852	76,160	10,334	4,972	10,421	5,529
	一人当たり	税額(円)	107.2	112.4	110.1	100.4	125.8	108.8	109.4	117.2	132.5	75.5	64.7
和歌山県	税額(百万円)		573,397	851,410	1,424,807	367,048	267,624	100,910	395,247	43,983	21,509	67,709	38,633
	一人当たり	税額(円)	102,819	152,670	255,489	65,817	47,988	18,095	70,874	7,887	3,857	12,141	6,927
徳島県	税額(百万円)		85.8	99.1	93.3	102.7	73.1	90.1	101.9	89.4	102.8	88.0	81.0
	一人当たり	税額(円)	118,165	170,690	288,855	94,404	42,407	21,227	72,668	9,810	3,528	18,273	6,513
徳島県	税額(百万円)		82,612	119,333	201,945	65,999	29,648	14,840	50,804	6,858	2,467	12,775	4,553
	一人当たり	税額(円)	68.9	77.4	73.7	103.0	45.2	73.9	72.9	77.8	65.8	92.6	53.3
和歌山県	税額(百万円)		88,356	123,391	211,747	48,745	36,143	18,141	61,763	9,000	2,943	13,158	6,572
	一人当たり	税額(円)	83,232	116,236	199,468	45,918	34,047	17,089	58,181	8,478	2,772	12,395	6,191
徳島県	税額(百万円)		69.4	75.4	72.8	71.2	51.9	85.1	83.2	96.1	73.9	89.9	72.4
	一人当たり	税額(円)	85,162	103,895	189,058	38,516	43,099	15,288	54,662	6,854	2,258	11,831	7,612
徳島県	税額(百万円)		104,324	127,272	231,598	47,183	52,797	18,728	66,961	8,396	2,766	14,493	9,325
	一人当たり	税額(円)	87.0	82.6	84.5	73.6	80.5	93.3	96.2	95.2	73.7	105.1	109.1

(注)・人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成18年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
 ・個人住民税の税収額は、個人府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額である。
 ・法人二税の税収額は、法人府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。
 ・固定資産税の税収額は、府県分を含む。
 ・府県が徴収した府県民税(均等割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税)はそのまま府県県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
 ・各項目ごとに四捨五入しており、合計が一致しないことがある。 出典：総務省HP「平成17年度地方税に関する参考統計資料」

5 関西2府7県の財政に関する現状 ③地方債及び公営企業現在高の状況(平成17年度)



出典: 総務省HP「地方財政」

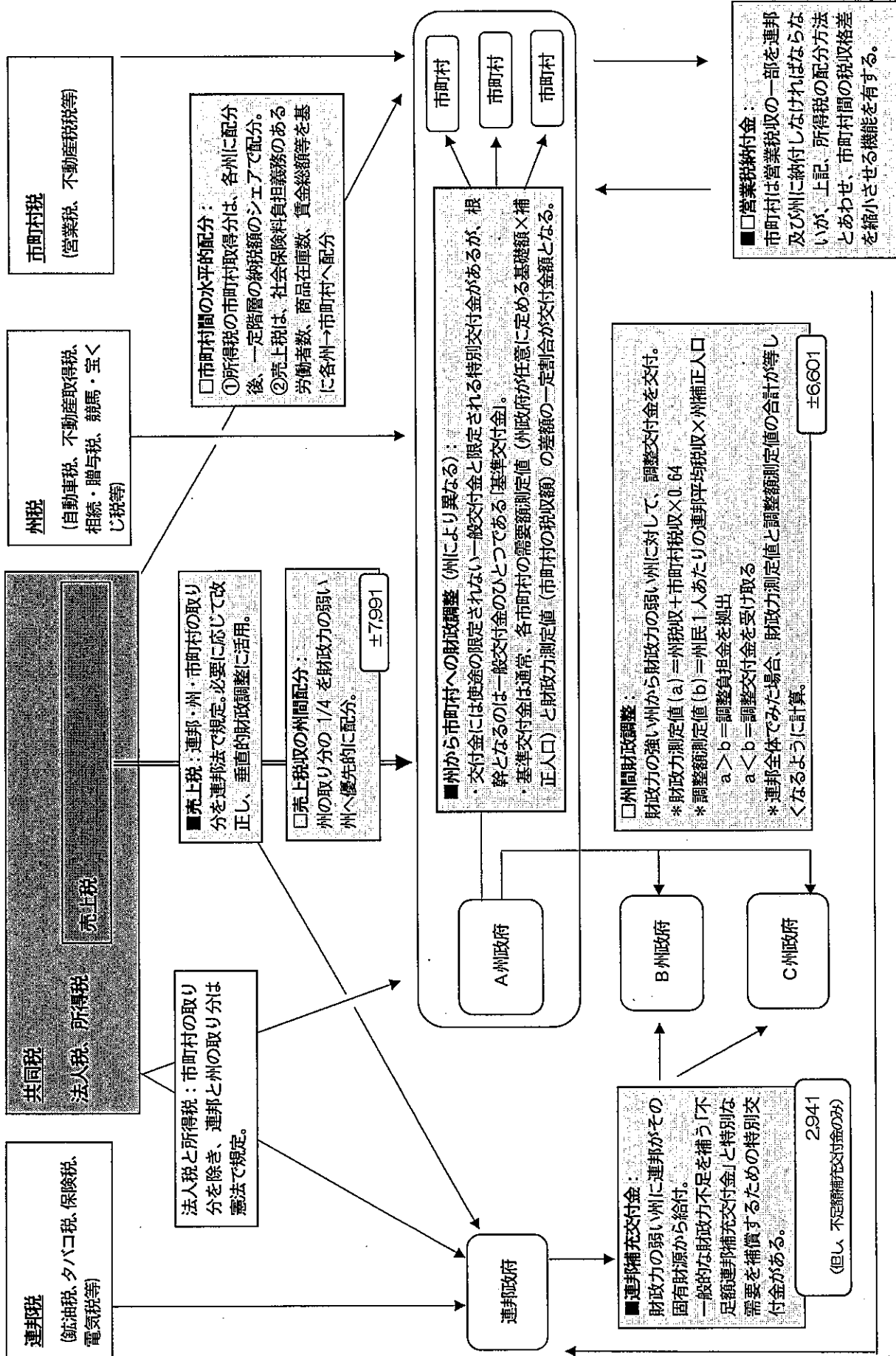
付属資料6 外国の財政調整制度の例

- ① ドイツ
- ② 英国
- ③ カナダ
- ④ フランス
- ⑤ オーストラリア

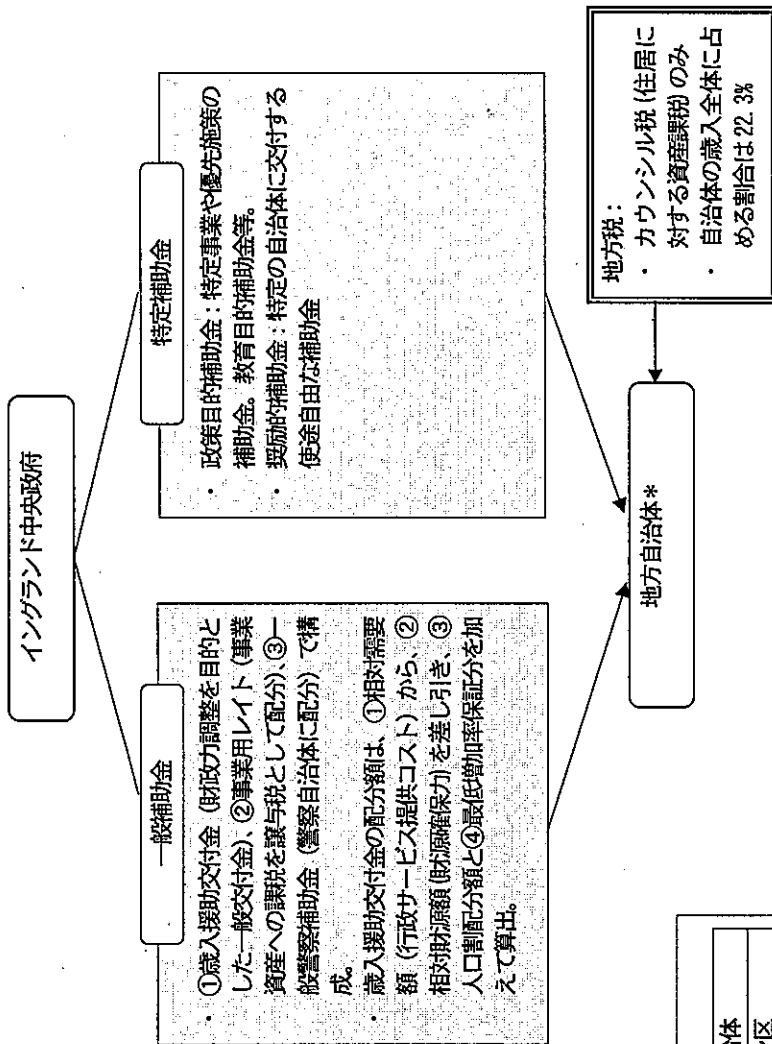
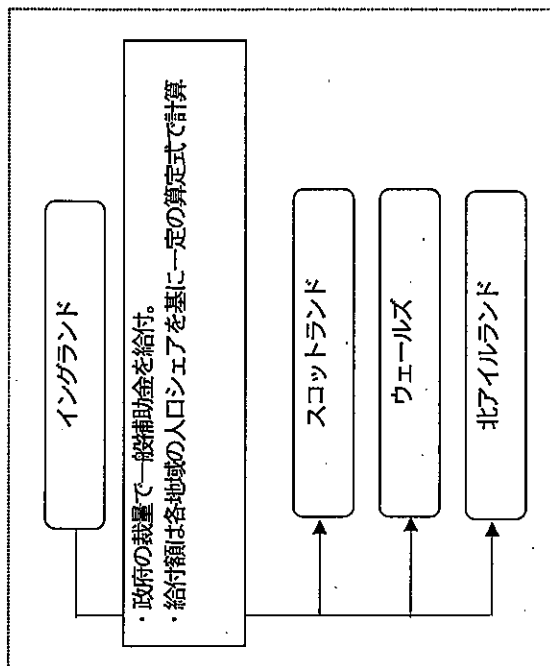
参考文献：

- (財)自治体国際化協会刊行物「ドイツの地方自治」
- (財)自治体国際化協会編, 半谷俊彦著「ドイツの財政調整制度の現状について」(2006年)
- (財)自治体国際化協会編, 兼村高文著「英国(イングランド)の財政調整制度について」(2007年)
- (財)自治体国際化協会編, 青木宗明著「フランスの地方財政調整：財源保障と財政調整」(2007年)
- (財)自治体国際化協会シドニー事務所刊行物「オーストラリアの概況及び地方行政事情」(2006年)
- 財務省 財政制度等審議会「財政制度分科会海外調査報告書」(2007年) ほか

6 外国の財政調整制度の例 -①ドイツ (■ 垂直的調整、□ 水平的調整) (数字は2003年度の推計総額 単位: 100万ユーロ)



6 外国の財政調整制度の例 —②英国 (イングランドのみ) ■垂直的調整のみ)



*イングランドの地方自治体の構造

ロンドン	広域自治体	基礎自治体
大都市圏 (6市)	ロンドン市	ロンドン区
地方圏	カウンティ	シティ
	ユニタリー	ディストリクト
		ディストリクト

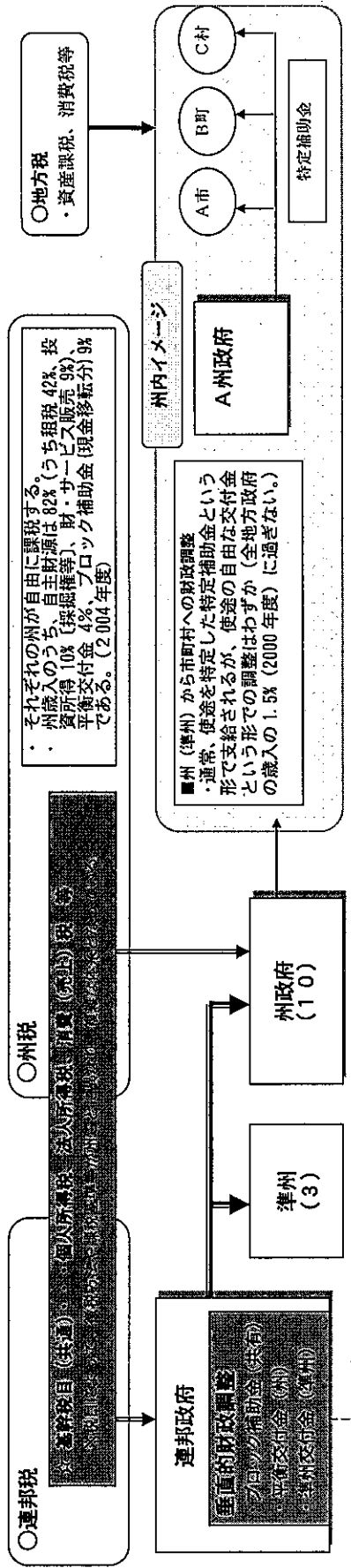
- 1層制への改革が徹底せず、1層制と2層制が混在する状態となっている。
- 広域行政が必要な業務に関しては、サービス毎に警察自治体、消防自治体などの単一目的の広域組織が設立される。

イングランド地方自治体の歳入構成 (経常収支、2006年度予算)

	£mil	%
歳入援助交付金	3,378	3.4
事業用レイト	17,506	17.4
カウンスシル税	22,453	22.3
警察補助金	3,963	3.9
特定補助金	58,202	57.9
資本等調整	-4,941	-4.9
計	100,535	100.0

6 外国の財政調整制度の例 - ③カナダ

- 垂直的財政制度。(一般補助金とブロック補助金。)
- カナダ連邦政府は、州に対しては「平衡交付金」、準州に対しては「準州交付金」により財政調整を実施。歳入均等化型。
- 平衡交付金制度は、人口1人当たりの財政需要が地域ごとに異なることを考慮していない。そのため、州政府が合理的にみて同等な水準の公共サービスを供給できるように十分な収入を得ることを保障する」という憲法上の目標を達成するには不十分な状態にある。



準州のみを対象とし、財政需要も考慮にいれた算定を行う。歳入歳出差額補填方式が採用されており、標準需要と標準収入の差額が公布される。

一人当たり財政力(全国平均税率で課税した場合の税収十天然資源収入の50%)を算出し、全州の平均値を下回る州に対して、全国平均値標準財政)との差額に相当する交付金を連邦政府より交付。
特定の財政需要を反映する要素は含まれておらず、課税力がある程度調整されているのみである。
交付金は上記による配分額の積み上げにより決定。
州間の公平性の確保の観点から、平衡交付金受領州の全体の収入額が非受領州のそれを超えないよう、交付金額に上限が設定することとされた。(2007年度)

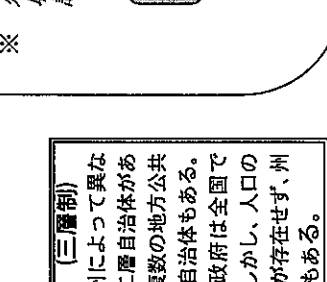
● 社会関連補助金 (GST) 及び医療関連補助金 (CHI)

- ① 州支出の実績の全国平均額などを基礎として総保障額を設定し、
- ② 連邦の個人所得税額13.5%分と法人所得税率1%分を減税して、その分だけ州が増税する余地を拡大する「租税移転」(tax transfer)を行い、
- ③ 総保障額から「租税移転」を差し引いた額を「現金移転」(cash transfer)する。ブロック補助金であるGSTとCHIについては課税力の小さい州の方が人口1人当たり「現金移転」は多いので、財政力格差を縮小させる財政調整的要素を含んでいる。

● ブロック補助金

● 州一市一村(三層制)
・州(10)、準州(3)、構造は州によって異なる。州内は単一層自治体と二層自治体がある。また、教育委員会など複数の地方公共団体にまたがった特定目的自治体もある。州より下位レベルの地方政府は全国で4,326存在する(2003年)。しかし、人口の少ない地域は地方公共団体が存在せず、州が直接サービスを行う地域もある。

《カナダの地方自治制度》

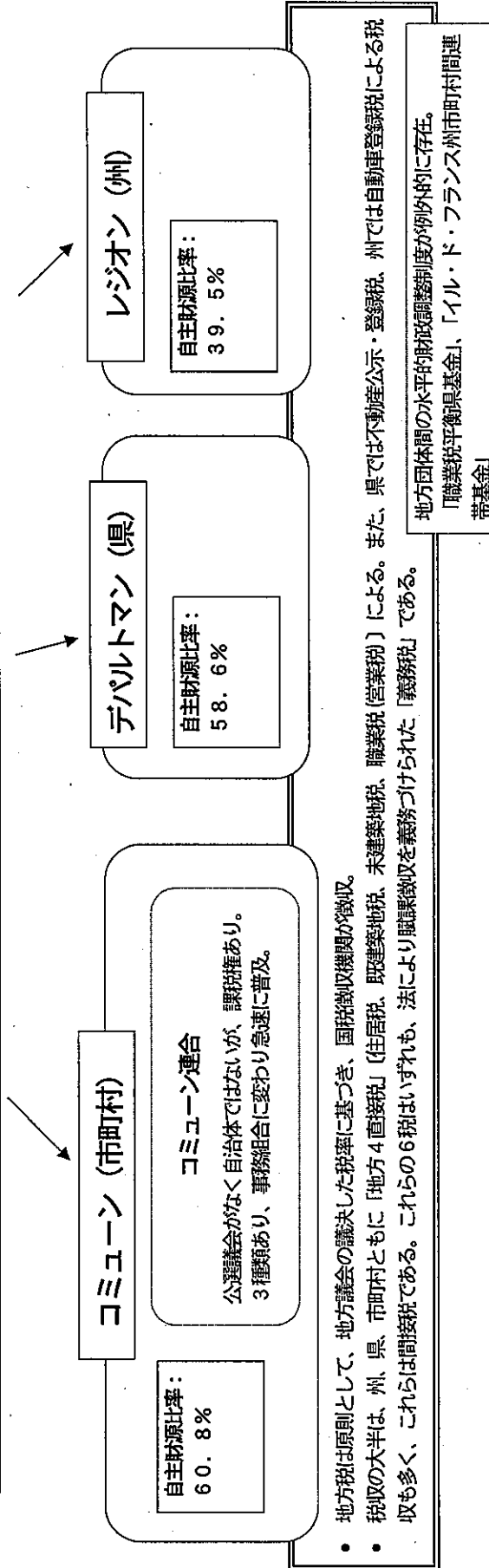


一人当たり財政力(全国平均税率で課税した場合の税収十天然資源収入の50%)を算出し、全州の平均値を下回る州に対して、全国平均値標準財政)との差額に相当する交付金を連邦政府より交付。
特定の財政需要を反映する要素は含まれておらず、課税力がある程度調整されているのみである。
交付金は上記による配分額の積み上げにより決定。
州間の公平性の確保の観点から、平衡交付金受領州の全体の収入額が非受領州のそれを超えないよう、交付金額に上限が設定することとされた。(2007年度)

6 外国の財政調整制度の例 -④フランス (ほとんどが国による垂直的調整)

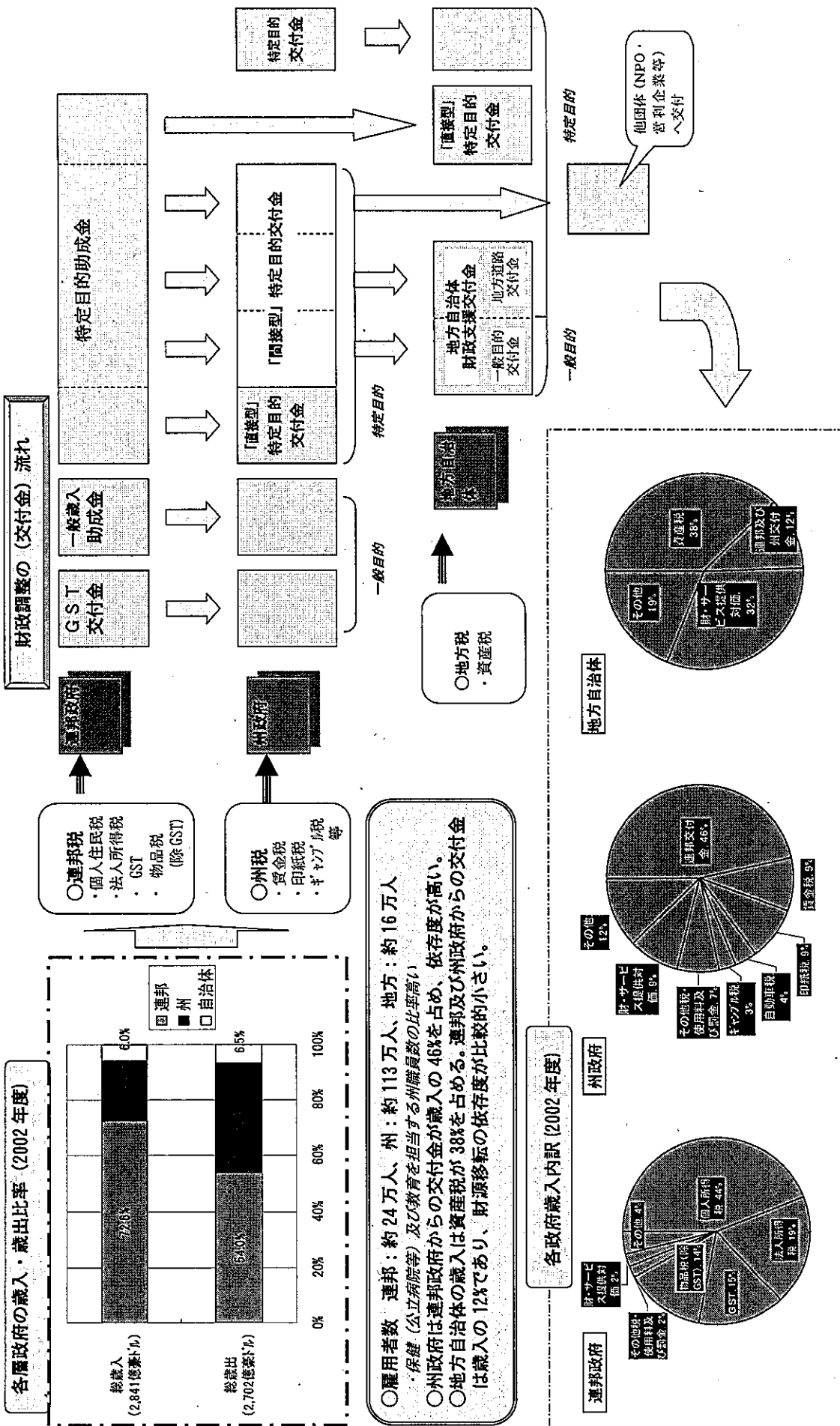
国

- 多数の交付金：国の責任等に対応した多数の交付金を個別に設定。また、ひとつの交付金制度が複数の交付金に細分化されたり、ひとつの交付金でも交付対象の地方団体に応じて異なる調整方法が採用されるなど多様な構成になっている。
- 経常勘定への交付金・補助金が大半：フランスの地方財政は経常勘定と資本勘定に区分されるが、経常勘定への交付金・補助金が86%を占める。
- 使途に制限のない一般交付金が大半：使途が限定される「特定補助金」は、経常・資本を合わせて3%弱に過ぎない。
- 交付金総額の6割は、DGF(経常総合交付金)が占める。
 - ≫ DGFは10数個の交付金から構成。
 - ≫ そのほとんどが国の政策による地方歳出の増加、または地方税収の減少を補うことを目的としたものであり、団体間の格差是正機能は1割程度。
 - ≫ 主に交付対象(州、県、市町村)によって区分できるが、それぞれが目的等により細分化され、また異なる配布基準が適用されている。
 - ≫ 国税からの先取り(直入方式)で地方に配分。



6 外国の財政調整制度の例 - ⑤オーストラリア

○ 連邦から州に対して、一般補助金である GST 交付金や特定補助金を用いた垂直的財政調整制度が存在する。
 ○ GST 交付金は需要考慮型であり、連邦税である財・サービス税の全額が原資である。GST は州の財源であるという考えから、連邦政府の予算・決算には GST に関する歳入歳出は含まない。配分は州人口を第一の基準としており、さらにその配分を州の歳入と歳入の両面にわたって非政策的な要因で調整している。各州への配分当は連邦交付金委員会が勧告する。
 ○ 連邦から地方自治体に対して、一般補助金と特定補助金を用いた垂直的財政調整制度がある。ただし、一般補助金は州に対して交付されており、州を経由して地方自治体に配分される。



○ 雇用者数 連邦：約 24 万人、州：約 113 万人、地方：約 16 万人
 ・保健 (公立病院等) 及び教育を担当する州職員数の比率が高い
 ○ 州政府は連邦政府からの交付金が歳入の 46% を占め、依存度が高い。
 ○ 地方自治体の歳入は資産税が 38% を占める。連邦及び州政府からの交付金は歳入の 12% であり、財源移転の依存度が比較的小さい。

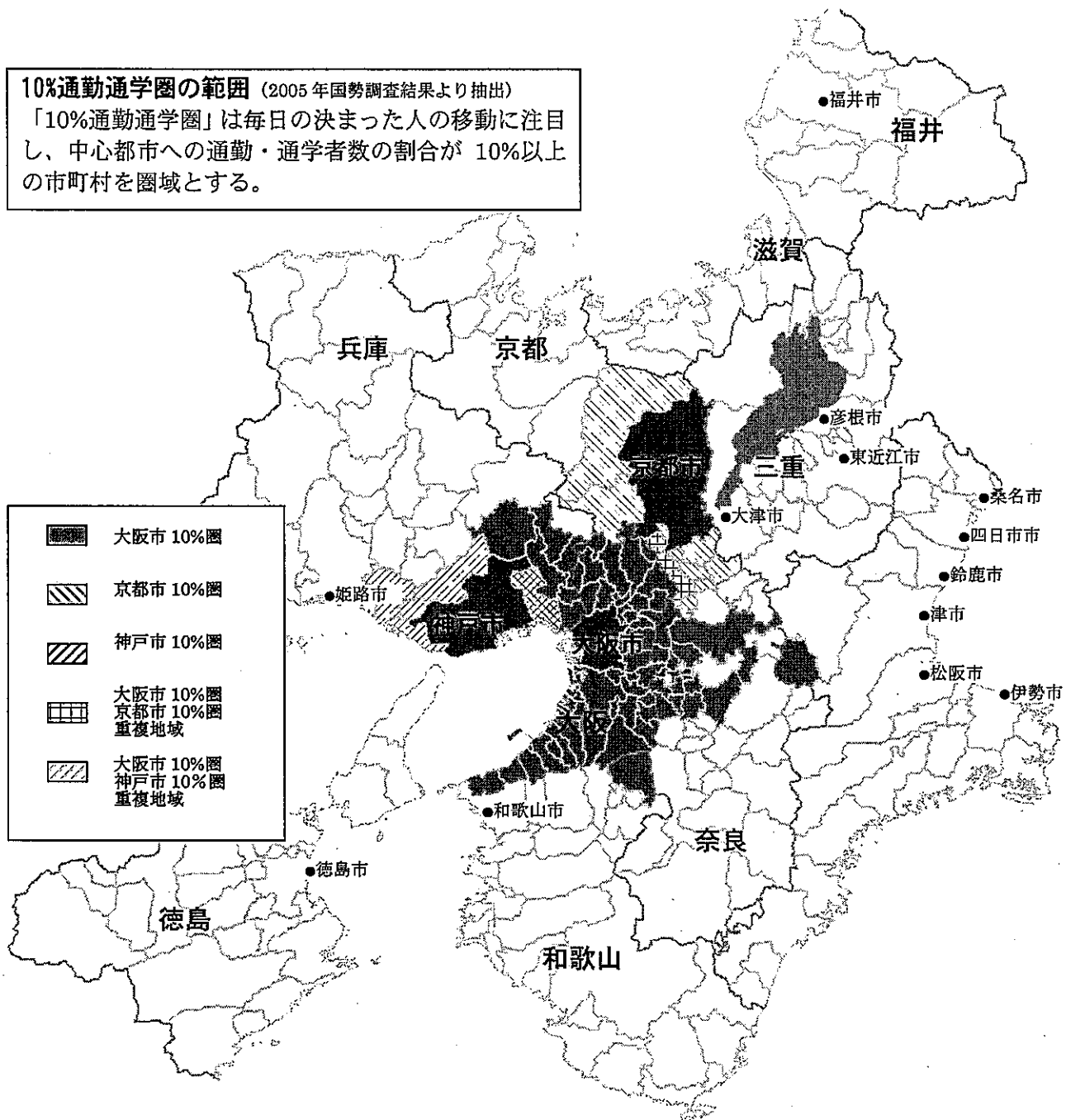
7 京阪神都市圏の広がり

① 大阪市・京都市・神戸各都市への10%通勤通学圏と その他の拠点都市（10万人以上）

付属資料7-①

10%通勤通学圏の範囲（2005年国勢調査結果より抽出）

「10%通勤通学圏」は毎日の決まった人の移動に注目し、中心都市への通勤・通学者数の割合が10%以上の市町村を圏域とする。



(平成19年12月1日現在)

府県名	市名	人口(人)	府県名	市名	人口(人)
福井県	福井市	268,680		大津市	332,130
三重県	津市	289,065	滋賀県	彦根市	110,951
	四日市市	306,660		東近江市	117,537
	伊勢市	133,638	兵庫県	姫路市	536,375
	松阪市	169,503	和歌山県	和歌山市	372,270
	桑名市	140,776	徳島県	徳島市	266,390
	鈴鹿市	197,418			

大阪市10%通勤通学圏

大阪府

就業者・通学者(a)	大阪市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
大阪市	1,285,477	909,599	70.8%
吹田市	187,715	62,980	33.6%
豊中市	201,235	61,856	30.7%
松原市	62,690	18,827	30.0%
藤井寺市	32,754	9,080	27.7%
八尾市	135,863	35,340	26.0%
守口市	72,831	18,863	25.9%
高石市	29,883	7,629	25.5%
羽曳野市	59,089	15,045	25.5%
堺市	411,108	103,104	25.1%
河内長野市	58,811	14,573	24.8%
四條畷市	29,279	7,092	24.2%
柏原市	41,484	10,016	24.1%
豊能町	12,529	3,021	24.1%
東大阪市	260,372	62,343	23.9%
池田市	53,662	12,824	23.9%
大阪狭山市	29,437	6,987	23.7%
箕面市	68,707	16,259	23.7%
大東市	66,819	15,625	23.4%
寝屋川市	125,254	29,088	23.2%
茨木市	141,174	31,959	22.6%
摂津市	45,577	10,050	22.1%
門真市	66,400	14,624	22.0%
富田林市	61,905	13,527	21.9%
枚方市	207,200	43,705	21.1%
泉大津市	37,897	7,935	20.9%
島本町	15,202	3,178	20.9%
交野市	39,101	8,147	20.8%
高槻市	175,131	35,745	20.4%
太子町	7,584	1,519	20.0%
和泉市	88,760	17,685	19.9%
千早赤阪村	3,369	591	17.5%
河南町	9,606	1,586	16.5%
忠岡町	8,490	1,389	16.4%
龍取町	23,551	3,804	16.2%
岸和田市	97,731	15,195	15.5%
阪南市	28,267	4,326	15.3%
貝塚市	43,834	6,044	13.8%
岬町	8,708	1,166	13.4%
泉南市	30,128	4,011	13.3%
泉佐野市	50,338	6,630	13.2%
田尻町	3,555	419	11.8%

京都府

就業者・通学者(a)	大阪市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
八幡市	37,381	4,951	13.2%
大山崎町	8,075	871	10.8%
長岡京市	41,557	4,359	10.5%
京田辺市	35,512	3,702	10.4%

奈良県

就業者・通学者(a)	大阪市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
生駒市	58,996	17,489	29.6%
王寺町	11,834	3,376	28.5%
三郷町	11,213	3,060	27.3%
河合町	9,603	2,506	26.1%
平群町	10,186	2,567	25.2%
上牧町	12,134	2,876	23.7%
斑鳩町	14,415	3,390	23.5%
香芝市	35,121	8,161	23.2%
安堵町	4,050	829	20.5%
奈良市	189,799	35,013	18.4%
広陵町	17,458	3,083	17.7%
大和高田市	35,769	5,301	14.8%
葛城市	18,145	2,616	14.4%
大和郡山市	47,091	6,672	14.2%
榛原町※	9,902	1,308	13.2%
橿原市	62,813	7,516	12.0%
川西町	4,568	531	11.6%
三宅町	3,927	423	10.8%
田原本町	17,021	1,727	10.1%
桜井市	30,907	3,124	10.1%

兵庫県

就業者・通学者(a)	大阪市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
芦屋市	46,255	12,477	27.0%
西宮市	240,381	56,649	23.6%
川西市	77,054	17,900	23.2%
宝塚市	110,807	24,739	22.3%
尼崎市	234,426	47,598	20.3%
猪名川町	15,625	2,975	19.0%
伊丹市	99,190	15,428	15.6%
三田市	63,424	8,679	13.7%

和歌山県

就業者・通学者(a)	大阪市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
橋本市	28,925	4,605	15.9%

三重県

就業者・通学者(a)	大阪市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
名張市	44,824	4,766	10.6%

注:「平成17年国勢調査」(基準日:H17.10.1現在)より作成。市町村名は調査時点における表記。以下の表も同

※奈良県の榛原町は、大宇陀町、菟田野町、室生村と成18年1月1日付で合併し、宇陀市となった。

京都市10%通勤通学圏

京都府

就業者・通学者(a)	京都市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
京都市	793,444	579,442	73.0%
向日市	29,322	12,741	43.5%
宇治市	98,129	30,310	30.9%
長岡京市	41,557	12,502	30.1%
亀岡市	52,517	13,955	26.6%
大山崎町	8,075	2,009	24.9%
城陽市	43,307	10,271	23.7%
久御山町	9,462	1,840	19.4%
八木町※	4,899	883	18.0%
八幡市	37,381	5,370	14.4%
井手町	4,387	620	14.1%
京田辺市	35,512	4,686	13.2%
園部町※	10,162	1,315	12.9%
日吉町※	3,256	406	12.5%
宇治田原町	5,622	677	12.0%
精華町	17,873	2,029	11.4%

神戸市10%通勤通学圏

兵庫県

就業者・通学者(a)	神戸市通勤・通学(b)	(b)/(a)	
神戸市	758,870	533,214	70.3%
明石市	142,534	42,688	29.9%
三木市	40,441	9,049	22.4%
芦屋市	46,255	10,076	21.8%
播磨町	17,167	2,900	16.9%
稲美町	17,269	2,814	16.3%
加古川市	135,749	18,032	13.3%
吉川町※	5,091	581	11.4%
西宮市	240,381	25,177	10.5%


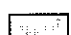
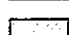
※兵庫県の吉川町は平成17年10月24日付で三木市に編入された。

※京都府の園部町、八木町、日吉町、美山町は平成18年1月1日付けで合併し、南丹市となった。

7 京阪神都市圏の広がり ②関西2府7県の過疎市町村の分布

付属資料7-②

出典：総務省自治行政局過疎対策室HP など

-  過疎地域市町村
-  過疎地域とみなされる市町村
-  過疎地域とみなされる区域（旧町村域単位）

◆過疎地域とは...

[過疎地域市町村]

過疎地域市町村は、過疎法第2条第1項の要件又は第32条によって第2条第1項が読み替えられて適用される要件に該当する市町村です。

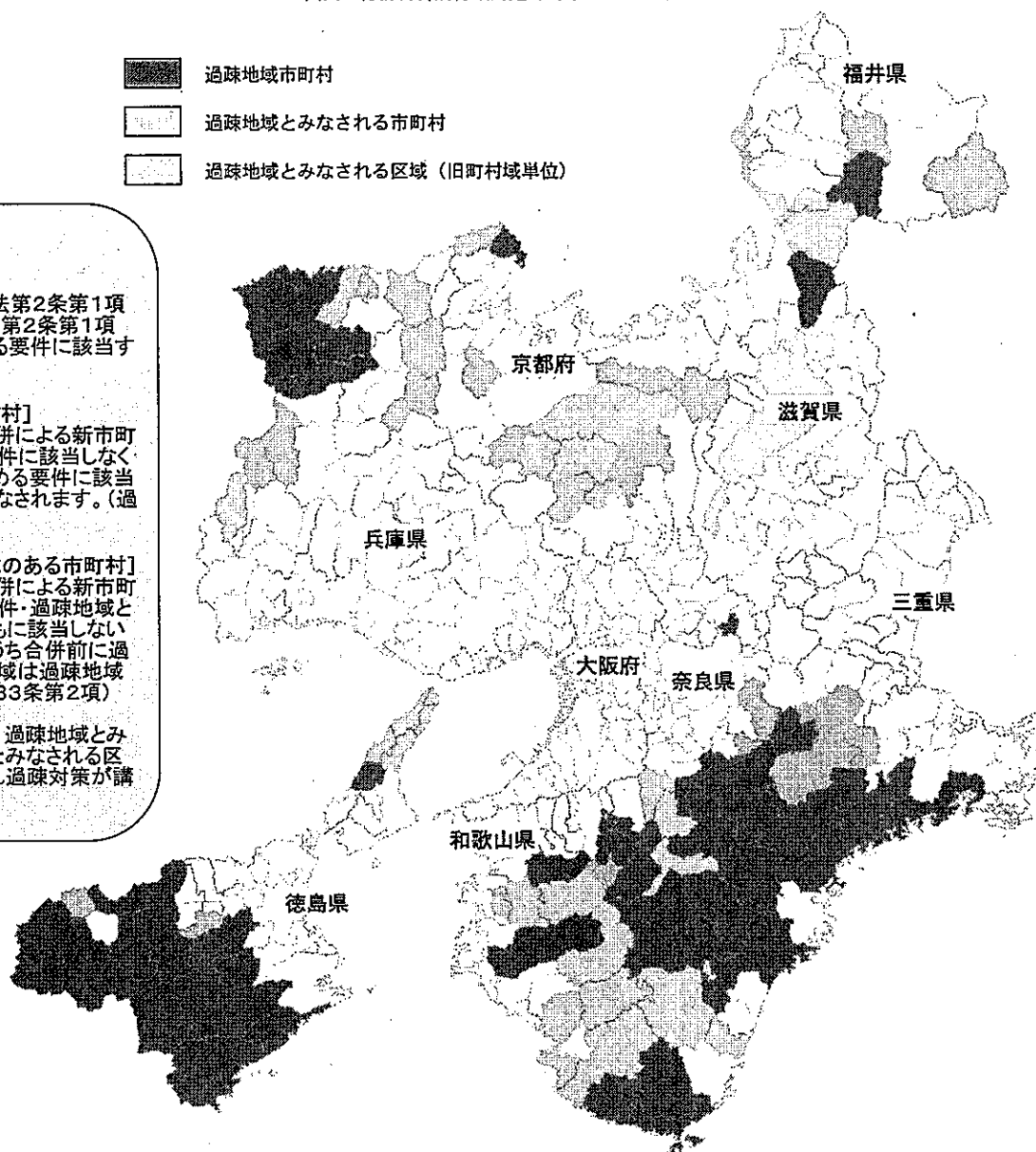
[過疎地域とみなされる市町村]

過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件に該当しなくても、過疎法施行規則に定める要件に該当する場合には過疎地域とみなされます。（過疎法第33条第1項）

[過疎地域とみなされる区域のある市町村]

過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件・過疎地域とみなされる市町村の要件ともに該当しない場合でも、その新市町村のうち合併前に過疎地域であった市町村の区域は過疎地域とみなされます。（過疎法第33条第2項）

これらの過疎地域市町村、過疎地域とみなされる市町村、過疎地域とみなされる区域は、過疎法により指定され過疎対策が講じられています。



注 ・大阪府は過疎市町村が存在しない

府県名	全市町村数	市	町村	計	比率%	過疎市町村（旧町村）名	(H19.4.1現在)
福井県	17	2	4	6	35.3	池田町、南越前町、旧「越前町」、旧「美山町、越廼村」、旧「名田庄村」、旧「和泉村」	
三重県	29	3	4	7	24.1	大台町、紀北町、熊野市、南伊勢町、大紀町、旧「美杉村」、旧「飯高町、飯南町」、	
滋賀県	26	1	1	2	7.7	余呉町、旧「朽木村」	
京都府	26	4	3	7	26.9	伊根町、笠置町、南丹市、京丹波市、旧「京北町」、旧「三和町、夜久野町、大江町」、旧「丹後町、久美浜町」	
兵庫県	41	6	3	9	22.0	新温泉町、淡路市、香美町、佐用町、養父市、旧「山東町」、旧「五色町」、旧「城崎町、竹野町、但東町」、旧「千種町、波賀町」	
奈良県	39	2	12	14	35.9	天川村、上北山村、十津川村、川上村、野迫川村、黒滝村、東吉野村、五條市、御杖村、下市町、吉野町、下北山村、曾爾村、旧「菟田野町、室生村」	
和歌山県	30	2	11	13	43.3	有田川町、古座川町、白浜町、北村市、新宮市、紀美野町、すさみ町、串本町、田辺市、九度山町、日高川町、高野町、旧「花園村」	
徳島県	24	3	10	13	54.2	海陽町、勝浦町、上勝町、神山町、佐那河内村、つるぎ町、那賀町、美波町、美馬市、三好市、牟岐町、旧「三好町」、旧「美郷村」	

○関西2府4県で過疎地域等の人口（H18.3.31住基）は圏域全人口の3.0%の割合であり、首都圏に次いで少ない。

（全国平均8.9%、北海道23.2%、東北圏23.3%、首都圏1.1%、北陸圏7.5%、中部圏3.7%、中国・四国18.8%、九州・沖縄圏20.3%）

○過疎地域を含む市町村の府県内面積割合は、徳島県（72.5%）、奈良県（69.7%）、和歌山県（67.2%）の3県が特に高い。

（全国54%、福井県28.7%、三重県34.5%、滋賀県8.3%、京都府37.3%、兵庫県26.1%）

○過疎化の顕著な地域について、紀伊半島の中山間地域において最も高くなっている。

8 道州制に関する主な提言、主張

	<p>第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)</p>	<p>自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)</p>	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)</p>	<p>東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)</p>	<p>徳島県道州制等研究会 「『真の地方分権時代』における『真のあり方』 に関わる研究報告書」 (平成18年9月)</p>
<p>道州制の必要性</p>	<p>・最近の社会経済情勢の変化のなかで、現行の道州制のままでは対応が難しく、さらには地方分権改革の担い手としてふさわしいかどうかが問われるようになってきている。 (答申の指針を踏まえた社会経済情勢の変化) ①市町村合併の進展等による影響 ・市町村の行政基盤の強化が、道州制から市町村への権限移譲を可能にする。 ・道州制の役割や位置づけの再検討が知られている。 ②道州制の区域を越える広域行政課題の増大 ・人口減少や財政的制約の増大から、これまでのような道州制を単位とした行政投資は困難。→機能や資源の相互補完的な活用が必要に ・道州制の区域を越える企業、大学、研究機関の密接なネットワーク形成や、圏域が直接、海外の地域と結びつく動き。 ③地方分権改革の確かな担い手が求められている。 ・国からの事務移譲を進めるために、一定の区域を有する広域自治体として規模・能力が整える必要。</p>	<p>・グローバル化、少子化、成熟化の潮流の中で、行政の効率化を目指すとともに、地方自治の中で個性と活力を持ち、地方の発力を高めることが強く求められている。 ・このため、市町村合併の推進や権限・財源の移譲等により基礎自治体をさらに強化するとともに、道州制を越えた広域的な工リニアで地域間を担う組織を創出し、多様な型の国土を形成していくことが急務となっている。</p>	<p>・中央集権型行政システムは、要する国際社会への対応、東京一極集中の修正、個性豊かな地域社会の醸成、少子高齢化社会への対応など新たな行政課題に迅速に対応する能力を失ってきている。 ・中央集権型行政システムを、真の分権型国家に転換するためには、国と地方の役割分担と関係を現在の延長線上ではなく、憲法改正も視野に根本的に見直し、中央政府と地方自治体の双方を含めた一体的かつ創造的な制度設計が必要。</p>	<p>・現行の道州制は、今日の広域化する課題に対応することが難しくなってきた。また、市町村合併の進展により、基礎自治体への大幅な権限移譲が可能になることに伴い広域的自治体のあり方が問われている。</p>	<p>「道州制の導入がなぜ必要か」という点については、大きく次の3つがあげられる。 (1)地方分権改革の必要性 地方分権を推進するためには、(中略)現在、国が行っている内政に関する事務についても、幅広く広域自治体が担う必要がある。しかし、現在の道州制では、行政区域が設定されており、これを担うことには限界がある。 (2)道州制の区域を越える広域行政課題の増大 環境問題や危機管理体制、交通基盤整備、広域の防災・産業振興等に代表される広域的な課題解決のニーズが高まる中で、これを単独、着実に解決するために、従来の各道州制の広域連携のみの取り組みでは、推進力や機動的な面で限界がある。 (3)市町村合併の進展 市町村合併の進展や特別市の増加等により、広域自治体としての道州制の位置づけや役割が大きく変化しており、このような変化に合わせて、新しい広域自治体としてのあり方の見直しや再構築が求められている。</p>
<p>道州制の境界</p>	<p>・広域自治体改革として、現行制度においても、広域連合制度や道州制併合等の活用が考えられる。 ・しかし、広域自治体改革を、国のために行うのではなく、国として対応すべき課題に対し、高い問題解決能力を有する政府を実現する方途として考える場合、道州制の導入が適当。</p>	<p>(1)広域連合 ・現行制度上認められているという点では明らかであるが、自らの形骸が無く、意思決定に躊躇がなくなる。また、組織上、屋上屋を架すことにもなりかねず、広域自治体の本質的な再編の姿とは言えない。 (2)道州制併合 ・国と道州制の事務分掌が当然に変更されるものではなく、また、日本全国に自立性の高い圏域が形成されるものでもないため、真の分権型社会の実現を図るといふ見地からは限界。</p>	<p>(1)広域連合 ・首都圏の広域的課題については、大都市圏の連携で成果を上げてきた。しかし、一般的に広域連合では、統一規律の制定や合憲形成等に時間を要することが多い。 ・一部事務組合では、権限の主体が不明確で、議決権が多くの重なることにより、問題がある。 ・地域の広域的課題を迅速かつ効果的に解決することが、道州制に期待される役割である。</p>	<p>(1)連邦制 ・諸外国の例では、それぞれの州等が民族や言語を異にするなどを背景に設けられる場合が多く、日本の歴史・風土・国民性等を考慮するとその導入は現実的ではない。 (2)道州制併合 ・国からの権限移譲が想定されていないこと、国の地方支分部局等との重複行政の解消につながるものではないことなどから、地方分権の観点からは、適した制度とはいえない。 (3)広域連合 ・現行の道州制を踏襲したままの制度であり、道州制の憲法改正や憲法決定に時間がかかると、課税自主権がなく財政面での自立が困難であることなど、問題点もあり、恒久的な措置としては適さない。</p>	<p>(1)連邦制 ・諸外国の例では、それぞれの州等が民族や言語を異にするなどを背景に設けられる場合が多く、日本の歴史・風土・国民性等を考慮するとその導入は現実的ではない。 (2)道州制併合 ・国からの権限移譲が想定されていないこと、国の地方支分部局等との重複行政の解消につながるものではないことなどから、地方分権の観点からは、適した制度とはいえない。 (3)広域連合 ・現行の道州制を踏襲したままの制度であり、道州制の憲法改正や憲法決定に時間がかかると、課税自主権がなく財政面での自立が困難であることなど、問題点もあり、恒久的な措置としては適さない。</p>

	<p>第28次地方制度調査会 第2次中間報告 (平成18年2月)</p> <p>広域自治体として、現在の都道府県に代えて道又は州を置く。 地方公共団体は、道州と市町村の二層制とする。</p>	<p>自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)</p> <p>道州は都道府県に代わる広域自治体。 道州と基礎自治体の二層制</p>	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)</p> <p>道州は都道府県に代わる広域自治体。 地方自治体は道州と市町村の二層制</p>	<p>東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)</p> <p>(記述は、道州と基礎自治体の二層制が前提)</p>	<p>徳島県道州制等研究会 「真の地方分権時代」における「真のあり方」 に関する研究報告書 (平成18年9月)</p> <p>道州が国の機関である前提は考えられな い。地方自治体であることが前提となるべ き(道州は内政に係る事務を広く担うと考 えられることから、その運営には地域住民 の意思を反映させるべき)。 道州制の導入は、非効率的な行政システム を解消することを目的の一つとしており、 現在の都道府県を存続した上での道州制 は考えられず、道州及び市町村の二層制と すべき。</p>
<p>道州の位置づけ</p>	<p>数都道府県を合わせた広域的な単位を基本とする。 3つの区割(それぞれ全国を9、11、13に区割り)を提示。 地方(市町村を含む)の意見を聞いた上で、法律で区割を設定。 東京都のみを一州とすることも考えられ る。</p>	<p>各道州の自立を前提に、地理的・歴史的・文化的条件を考慮、各地域のアイデンティティやシンボルを勘案して決定。 国の地方支分部局の管轄区域などを勘案。 必ずしも既存都道府県の区域にこだわらず。 東京都の位置づけは、統括制度のあり方とも密接に関連することから、別途、議論が必要。</p>	<p>複数都道府県を併せた区域とするが、属合により一部の都道府県のみを道州も可。 住民が一体感を持つことができるよう地域の意見を反映。 東京圏に係る道州の区域や道州と大都市圏域との関係は今後の検討課題。</p>	<p>道州の圏域の設定にあたっては、広域的な行政課題(交通対策、生活環境対策、港湾・空港の整備、産業政策の展開など)を一体的に解決することが可能な範囲を検討する必要がある。 さらに、水資源、産業物産等の課題解決を道州が行う場合、道州の単位として、それに合った圏域を定める必要がある。 東京都やその一部の区域に限定した道州では、広域的課題に対応することは不可。</p>	<p>市町村合併などと同様、「地方の自主的な判断」で決定されるべき。</p>
<p>移行方法</p>	<p>必要な経過期間を設けて、全国同時に行う。 関係府県と国の協議が踏んだときには先行して移行。</p>	<p>3年以内に策定される政府の道州制とジョ ンや地方分権改革の進展などを踏まえ、そ の後3~5年を目途に道州制推進の基本法 や実施計画を策定、その後2年程度の準備 期間のうち、完全に道州制に移行すること が考えられる。</p>	<p>区割論を併せさせることなく、様々な角度から十分な検討を行った上で、全国一斉に行うこと。 条件が整った地域で先行することも可。</p>	<p>道州制は単一の中央政府のあり方を変更するものであり、国の権限を移すべき受け皿として全国一斉に以降することが望ましい。 地域の自主性を尊重する立場から、条件の整った地域から順次実施することも考えられる。</p>	<p>道州制は単一の中央政府のあり方を変更するものであり、国の権限を移すべき受け皿として全国一斉に以降することが望ましい。 地域の自主性を尊重する立場から、条件の整った地域から順次実施することも考えられる。</p>
<p>役割分担</p>	<p>現在の都道府県は大幅に市町村に移譲。 道州は、①「圏域を単位とする主要な社会資本形成の計画及び実施」、②「広域的な見地から行うべき環境の保全及び管理」、③「人や企業の活動圏や経済圏に属した地域経済政策及び雇用政策」などの広域事務に軸足を移す。 市町村に対する補完業務は、合併の進展による市町村の規模・能力の拡大を踏まえ、「高度な技術や専門性が求められる、また行政的機能が集中する事務」に重点化。 国は、「以上の考え方に即して国と地方の事務配分のあり方を基本的に見直し、国が本来すべき役割を除き、できる限り道州に移譲。(特に、各府県の地方支分部局)。 道州と市町村の事務配分は、補完性の原則、近接性の原則に基づき適切に決定。 道州の事務を地域の興隆に即し市町村に移譲できるような制度を設ける。</p>	<p>国は、本来すべき外交、国家安全保障、防衛、司法など国家の存立や国土の保全、食糧安全保障、環境エネルギー対策などの国家の基本機能に係る役割に集中する。 それ以外の事項は、政策の企画立案機能を兼ね、地方へ移譲。 補完性の原則に基づき、基礎自治体を地方自治の第一の担い手として制度設計。 基礎自治体は、①都市圏・圏域のまちづくり、②地域コミュニティの振興、③医療、保健介護、④社会福祉、⑤教育、⑥消防、⑦一般廃棄物処理などの基本的な公共サービスを広く担う。 道州は、地方が国際競争に参加できるよう、①広域的なインフラ整備、②地域産業政策、③雇用政策等の公共サービスを提供する。</p>	<p>国は外交、防衛、司法など国家としての基本的な役割を重点的に果たし、内政は自己決定と自己責任を基本理念として、原則、地方自治体が行う。 国と地方の役割分担を本来的に見直し、中央省庁の見直しを念頭に中央政府の見直しが行われなければならない。 住民生活に即した広域的な行政サービスは、市町村が担うべき限りの範囲に留め、広域自治体は市町村で完結し、広域的行政サービスや、市町村で担うと著しく非効率となる高度技術や専門性を必要とする行政サービスを担う。</p>	<p>国が担うべき役割を、外交、防衛、司法など国家存立に係る分野等に限定し、複雑化する国際社会に対応するために、より一層特化、重点化していくべき。 それ以外の事業は、地方が補完責任から執行責任までを一貫して担う。 基礎自治体を、包括的に住民サービスを提供する総合的な地方行政主体として位置づけるべき。 広域自治体は、基礎自治体の区域を越える広域的な行政需要の増大に対応、国の役割の限定に伴い移譲される事務の受け皿となる。 財政的な要員により基礎自治体が行うことが困難な事業を補完することも、広域自治体の重要な役割。 但し、基礎自治体と広域自治体の役割分担については、全国一律の法律で定めるのではなく、条例で決定すべき。 (標準的な役割分担を国の法令で提示)</p>	<p>道州は国及び基礎自治体と適切に役割分担をしつつ、地域における行政を自主的に総合的に実施すべき。 国の役割を外交、防衛、司法など国際社会における国家の存立に関わる事務に限定したうえで、その地域の内政に関する事務は、基礎自治体が行うべきものを除き、広域的な地域興隆に関わる事務を担う。広域自治体は、地方自治法第2条第5項の地方支分部局は原則禁止。 現行都道府県の実施する事務の大半を市町村へ移譲。道州は広域事務に軸足を移す。具体的には、地方自治法第2条第5項に規定されている「広域事務」、「連携調整事務」及び「補完事務」を担う。 道州の対外的な事務として、資源の有効配分と住民参加の見地から総合的に「広域事務」を担い、市町村に対しては「連携調整事務」を主に担う。「補完事務」は市町村の自主・自立を促進するために補完。</p>

<p>長など</p>	<p>第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接公選の長を設置、長の多選は禁止。 ・ 「審査、裁定等の機能を担うものを除き」、行政委員会の設置は義務付けない。 	<p>自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首長の選出方法は、制府内制も含めざるに議論。 ・ 首長を直接公選で選出する場合には、多選制限を検討。 ・ 「道州の行政組織は、簡素を旨とし、その役割・機能に即じた適切、かつ、柔軟なものとす。」 	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)</p>	<p>東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)</p>	<p>徳島県道州制研究會 「『地方分権時代』における『県のあるあり方』に関する研究報告書」 (平成18年9月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首長は直接公選とする（議員内閣制では、憲法改正が必要となる上、住民と首長の関係が間接的なものになってしまい、住民の意思が十分に反映されない恐れがある）。 ・ 労働委員会や海区漁業調整委員会などの行政委員会は、その設置を地方の判断に委ねるべき。
<p>議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は直接公選による。 ・ 議会の権能及び長との関係は、現行の都道府県制度を基本。 ・ 議会の構成等については、基本的事項のみを法律で定め、各道州の自主裁量権を重視。 ・ 議員の選出方法は、選挙区選挙のほかに比例代表性の採用も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は直接公選による。 ・ 議会の権能は、現行の地方議会より強化。 ・ 議員の選出方法は、政党政治との関係、国政選挙や道州の区割り等との関係を十分に考慮。 ・ 議会の権能は首長の選出方法と一体的に検討。 	<p>（道州の導入に向けての課題として） 地方自治体の系列権限の拡充・強化が必要。 具体的な仕組みとして、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国による立法権限の明確化：国が法律に定めるべき具体的な基準や範囲を、基本法等に明記。または、憲法に地方に関する国の立法権限の限界を明記。 ② 国の立法権限への地方の関与：国と地方による協議機関を設け、国の法案作成過程に地方の意見を反映させる。または、憲法を改正し地方代表の参議を設置。 ③ 政令に対してする条例優先権の付与：法律で政令に委任されている事項を、条例により変更することを可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は直接公選とする。 ・ 議会の組織・権限などは、基本的な事項のみ法律で定め、議員定数や議決案件などは道州の権限とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「道州及び市町村は自己決定及び自己責任を基本とし、その所管する事務について、企画立案から管理執行までを一貫して実施するための立法権を有することが必要である。」 ・ 現行の「自治事務」の全部と、「法定受託事務」の一部（地方の自主・自立につながる本来権限移譲された自治事務化すべき事務）をあわせだものとして、「地域振興事務」という概念を創設。→地域振興事務については、道州が独自の立法権を有するよう現行の制度を改正。
<p>自治立法権</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が道州の担う事務について法律を定める場合は、大体的又は大枠的な最小限の内容に限り、具体的な事項はできる限り道州の自治立法に委ねる。 	<p>1国の行う事務と道州・基礎自治体の行う事務の調整や国の道州・基礎自治体への関与のあり方について、その基本的な考え方を整理する必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 憲法改正を待たず、国の法律を基本法として、系列制定権を拡充。 ② 憲法改正により、国会が独占している立法権を分割し、系列制定権を拡充。 ③ ①が望ましい（国の法律を基本法化することとは、国会の判断に委ねられるため、地方の意見が十分に反映されにくい）。 ④ 道州同様、市町村も立法権を有することが必要であるが、立法権の移譲が市町村に過大な負担を強いられることを懸念。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州の事務に影響を与える国の施策に、道州の意見を反映させるため、国と地方（道州）の協議の場を憲法上の制度として設置。 ・ 将来的には、参議院を道州の代表で構成することなども考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 憲法改正により、国会が独占している立法権を分割し、系列制定権を拡充。 ② 憲法改正を待たず、国の法律を基本法として、系列制定権を拡充。 ③ ①が望ましい（国の法律を基本法化することとは、国会の判断に委ねられるため、地方の意見が十分に反映されにくい）。 ④ 道州同様、市町村も立法権を有することが必要であるが、立法権の移譲が市町村に過大な負担を強いられることを懸念。
<p>国との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州に対する国の関与の仕組みは、現行制度と同様。機関委任事務に類する制度は設けられない。 ・ 現在、法定受託事務とされているものについては、できるだけ自治事務としつつも、制度は存続。 ・ 道州と国の関係に関する事項について、道州と国による協議の仕組みを設置。 	<p>・ 国の関与をできる限り縮小</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州の事務に影響を与える国の施策に、道州の意見を反映させるため、国と地方（道州）の協議の場を憲法上の制度として設置。 ・ 将来的には、参議院を道州の代表で構成することなども考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州の事務に影響を与える国の施策に、道州の意見を反映させるため、国と地方（道州）の協議の場を憲法上の制度として設置。 ・ 将来的には、参議院を道州の代表で構成することなども考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州の事務に影響を与える国の施策に、道州の意見を反映させるため、国と地方（道州）の協議の場を憲法上の制度として設置。 ・ 将来的には、参議院を道州の代表で構成することなども考えられる。

	<p>第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)</p> <p>・(再掲) 道州の事務を地域の実情に照らし町村に移譲できるような制度を設ける。 ・市町村に關する道州の立法や政策に際する調整を行うため、道州と市町村による協議の仕組みを設ける。</p>	<p>自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)</p> <p>・徹底した補完性の原理に基づき、基礎自治体を地方自治の第一の担い手とするべき。 ・現在の都道府県事務の大部分を基礎自治体に移管、財源・職員を合わせて移譲。 ・まず、都道府県事務、権限をできるだけ基礎自治体に移譲、次いで国の事務・権限を順次、道州に移譲することが考えられる。 ・補完を行う一部の小規模団体を除き、基礎自治体の事務・権限は基本的に一律に。 ・基礎自治体は一定の人口規模・財政規模を有するものに移すべき。 ・そのため、市町村合併の推進により基礎自治体の再編を進める必要。 ・基礎自治体の規模は人口だけでなく、最低限度に引き上げべき事務を定め、その水準を順次引き上げる方法も。 ・小規模自治体に対しては、道州が補完する方法のほか、近隣自治体への委託、広域連合など水補完も検討。</p>	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)</p> <p>・市町村に対する補完、連絡調整事務は、市町村合併の進展による市町村の規模・能力の充実強化に伴い縮小。 ・小規模自治体に対する補完は、従来のような垂直調整よりも、道州と市町村の役割分担を明確化するという観点から、市町村間の水補完によることも考えられるべき。</p>	<p>東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)</p> <p>・(基礎自治体の形成的な事由により、その事務を十分に果たせない場合) 当該基礎自治体を包含する広域自治体が、事務補完の中心的な役割を担うべき。</p>	<p>徳島県道州制研究会 「真の地方分権時代」における「真のあり方」に関わる研究報告書 (平成18年9月)</p> <p>・道州は、できる限り市町村への関与はしない。 ・道州と市町村の役割分担や、市町村の事務に影響を与える道州の立法に対し、事前に市町村の意見を反映させるための協議の場を設ける。 ・市町村が、国民に最も身近な行政主体として、生活や地域に關連する事務を幅広く、総合的に担えるよう、市町村の「権限」、「財源」、「人間」の「三つん」の充実・強化を図る必要にさらなる市町村合併、中核市・特別市の形成の推進 ・市町村への補完は、安易に広域自治体の事務とせず、極力、市町村間の事務委任や広域連合の活用等により対応すべき。</p>
<p>市町村との関係</p>					
<p>市町村の規模など</p>					
<p>大都市制度</p>	<p>・大都市圏にふさわしい仕組み、事務配分の特別、財政制度を設けることが適当。 ・特に首都圏が存する東京(区部)にはその一部)については、その特性に照らして特別も検討。</p>			<p>・総合的・一体的な大都市経営を行うためには、現行制度は不十分。新たな大都市制度を明確に位置づける必要。 ・大都市制度は大都市の規模、地域特性に照らして定めるべき。 ・首都圏における道州は、少なくとも一部三県を包含する範囲でなければならぬ。 ・首都圏には4政令市と東京圏における大都市経営が必要範囲が拡大している。道州制下でこの地域の大都市経営の主体をどうするかが今後、検討を要する。</p>	
<p>地方財政制度</p>	<p>・道州制の導入に伴う地方税制度の改革については、今後検討。 ・「地方自治の財政構造を構築して地方の財政運営の自主性及び自立性を高める」必要。 ・地方税による財政需要の充足度、地価割で大きな格差→地価割格差の是正が必要。 ・国からの事務の移譲に伴い適切な税源確保を行う。偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実を図る。 ・各道州や市町村の税源と財政需要に照らした、適切な税源確保を行う制度を検討。</p>	<p>・地方の自立に向け、2段階の税制改革を想定 1 第一段階 ① 自主財源の増強：個人所得課税、資産課税、だばこ課税や埋没資産課税を中心とし、国から地方へ税源移譲。 ② 国・地方間、道州間の財政調整：国からの新しい交付金としてシビルミニマム交付金を創設。社会保険、義務教育、警察・消防を対象に、客観的な指標に基づき道州に配分。既存の地方法人関係による道州間の調整システムを創設。 ③ 知的・社会的インフラ整備：各道州の競争力を確保するため、必要かつ知的・社会的インフラを国の責任で予め整備。 ④ 「東京問題」への対応：23区を国直轄に</p>	<p>・税源配分を抜本的に再構築し、地方の役割に見合った地方税収を確保。 ・可能な限り偏在性を少なく、安定性のある地方税体系を構築。 ・例えば、諸外国の例に準じた共有税の導入や国と地方の税制事務の一元化も検討。 ・財政調整制度は、 ① 現行交付税制度を改革。地方の固有財源としての位置づけを明確化し、総額や配分方法は国と地方において決定。 ② 一部に道州間の主体的な水補完を導入。</p>	<p>・地方が果すべき役割に見合った税源配分を行うべき。 ・大都市には、交通ネットワークや物流拠点の整備など大都市需要があることから、法人を通じても地方の負担を減らす必要。 ・固定資産税や市町村法人税分については、広域自治体が大都市経営を行う場合、その税源とするべき。 ・道州制の導入については、広域自治体が大都市経営を行う場合、その税源と配分方法については、それに対する依存度の低い税目を低下させるなど、持続可能な制度に改革していくことが必要。</p>	<p>・ドイツの「共同税」を参考に、「基幹共同税」の導入を提唱。 (基幹共同税の基本的考え方) ① 市町村は、課税対象が国税と地方税で重複している法人課税・個人所得課税・消費税とする。 ② 徴収は道州の下に一元化。 ③ 地方間の財政格差を補うため、水補完調整を導入。 ④ 道州は、国と地方の協議の場である調整機関及び地方間の税源調整を行う「地方財政調整基金」(仮称)を設け、1国と地方の役割分担、口、基幹共同税以外の税収、八、各団体の収税努力、行革努力を考慮して配分。</p>

第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)	第2次中間報告 (平成19年6月)	全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)	東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)	徳島県道州制等研究会 「『真の地方分権時代』における『真のあり方』 に関わる研究報告書」 (平成18年9月)
導入に関する課題	権限移譲や地方税抜制度の改革が、道州制の検討を理由に遅れないように。 ・道州制は国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであり、国民生活にも大きな影響、導入に関する判断は、国民的な議論の意向を踏まえて行われるべき。 ・道州制導入の理念やプロセス等を規定する推進法前の整備も考えられる。	して、その税収を各道州へ配分すること も考えられる。 2 第二段階 ① 道州の財政需要は全て自らの税収で賄う。 ② 国からの交付金は廃止 ③ 必要な経費移譲、新税の創設を行うほか、道州間の調整も廃止。 ・道州制のメリット・デメリットを国民に分かりやすく提示、地方分権改革等を選択しつつ、道州制の導入を推進する必要。 ・道州制の先行モデルとなるよう、北海道での取組の組み立てを推進。	国民意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題。 ・道州制特区の取組は、「国から権限とそれに伴う財源を地方自治体に大幅に移譲し、これまで国が担ってきた役割を地方自治体が十分に果せることを国民に説明でき、絶好の機会」であり、これを推進。	・道州制の導入に伴い考えられるデメリットを最小限に抑え得ような制度設計。(考えられるデメリット) ① 国の地方に対する影響力の弱まり ② 旧都道府県間の利害対立 ③ 都道府県を単位とした住民の帰属意識の希薄化 ④ 行政運営の巧拙が住民に与える影響が大きくなり、却って地域間格差が拡大する可能性。 ・道州制の枠組みを憲法上位置づけるため、改正草案を添付。
その他	・公共投資に係る役割分担について一部で異論。そのため国・道州・基礎自治体の役割分担を例示していた表を案から削除。	・道州制の導入に積極的な意見あり	・現在国の基準に基づき実施されている事業で、地域の実情に即し、地方が自らの権限と責任で実施した方が効率的、効果的なものは地方の役割とすべき。 (例) ① 児童手当の給付 ② 市街地の活性化事業 ③ 社会福祉法人の設立認可・指導監査 ④ 行政委員会等の組織編成(砂管特定の見直し)	道州制の枠組みを憲法上位置づけるため、改正草案を添付。
国と道州の事務配分に関するメルクマール等	1 道州制下においても、国が担う事務 ① 国際社会における国家としての存立に直接関わる事務 ② 全国的に統一されるべき基本ルールや地方自治に関する準則に関わる事務 ③ 国家規模でネットワーク形成や事業構築等を図る必要のある事務 ④ 国家として取り組むべき高度な科学技術や希少な資源に関する事務 ⑤ 国の行政組織に係る内部管理 これら以外は、2に準じて道州の事務に区分する。 2 現在、国と都道府県の双方が対応している事務の新たな配分 ① 事務の規模や範囲が複数の都道府県にわたることや理由に国が実施→道州へ ② 大規模、影響が広範囲に及びものを国が実施→国全体のネットワーク形成は国、それ以外を道州へ。	① 道州制の導入に積極的な意見あり	・現在国の基準に基づき実施されている事業で、地域の実情に即し、地方が自らの権限と責任で実施した方が効率的、効果的なものは地方の役割とすべき。 (例) ① 児童手当の給付 ② 市街地の活性化事業 ③ 社会福祉法人の設立認可・指導監査 ④ 行政委員会等の組織編成(砂管特定の見直し)	(今後広域自治体が担うべき事務事例) → 権限移譲を前提とし、道州制の導入で対応すべき。 1 広域事務(基礎自治体の区域を越える事務、複数の基礎自治体に関わる事務、広域自治体の区域全体に関わる事務など) (例) ① 広域的な各種計画の策定 ② 広域にわたる自然環境保全 ③ 大気汚染防止 ④ 広域交通の整備 ⑤ 産業・観光振興 ⑥ 雇用対策 ⑦ 大規模開発 など 2 連絡調整事務(国と市町村間の連絡調整、市町村相互間の連絡調整など) (例) ① 市町村間の利害調整

<p>第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)</p>	<p>自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)</p>	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)</p>	<p>東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)</p>	<p>徳島県道州制等研究会 「真の地方分権時代」における「限のあり方」 に関わる研究報告書」 (平成18年9月)</p>
<p>③ 国の指針に従い、都道府県が計画策定・実施→国の指針を限定。道州が企画立案から管理執行までを出来る限り一貫して担う。 ④ 国が全国一律の基準を設け、都道府県が実施→ナショナルミニマムなど国の基準を限定。道州が基準の設定を含め、企画立案から管理執行までを出来る限り一貫して担う。 ⑤ 役割分担が法令上の主体に専属せられていない施設→道州に一元化 ⑥ 設置・管理主体について法令上の規定のない施設→国の施設を基幹的・国家的なものに限定 ⑦ 国の機関が行う經由事務・連絡事務は廃止 ⑧ 国による広域調整などは原則廃止。道州間の広域調整は本府省で実施 ⑨ 緊急時の国の支持等は必要な限りの存置</p>				<p>② 市町村合併の支援 ③ 国に対する地元の意見・要望の集約など 3 補充事務(事務の規模や性質などから、市町村では負担困難又は明らかに非効率となる事務) (例) ① 専門的な技術研究機関の運営 ② 高度医療体制の整備 ③ 大規模災害の復旧 など 4 これまで国の地方支分部局等が担ってきた事務のうち、国が行う必要性に乏しい事務 事業 ① 国道や一般河川の管理 ② 自動車運送業等の許可 ③ ホテル・旅館・旅行業の登録 ④ 広域産業・観光政策 ⑤ 職業訓練・職業紹介 ⑥ 農業振興 ⑦ 国立公園管理 など</p>